

第5次鞍手町総合計画【行財政改革編】

ふるさと 第7次

鞍手町行財政改革

令和2年度▶令和6年度

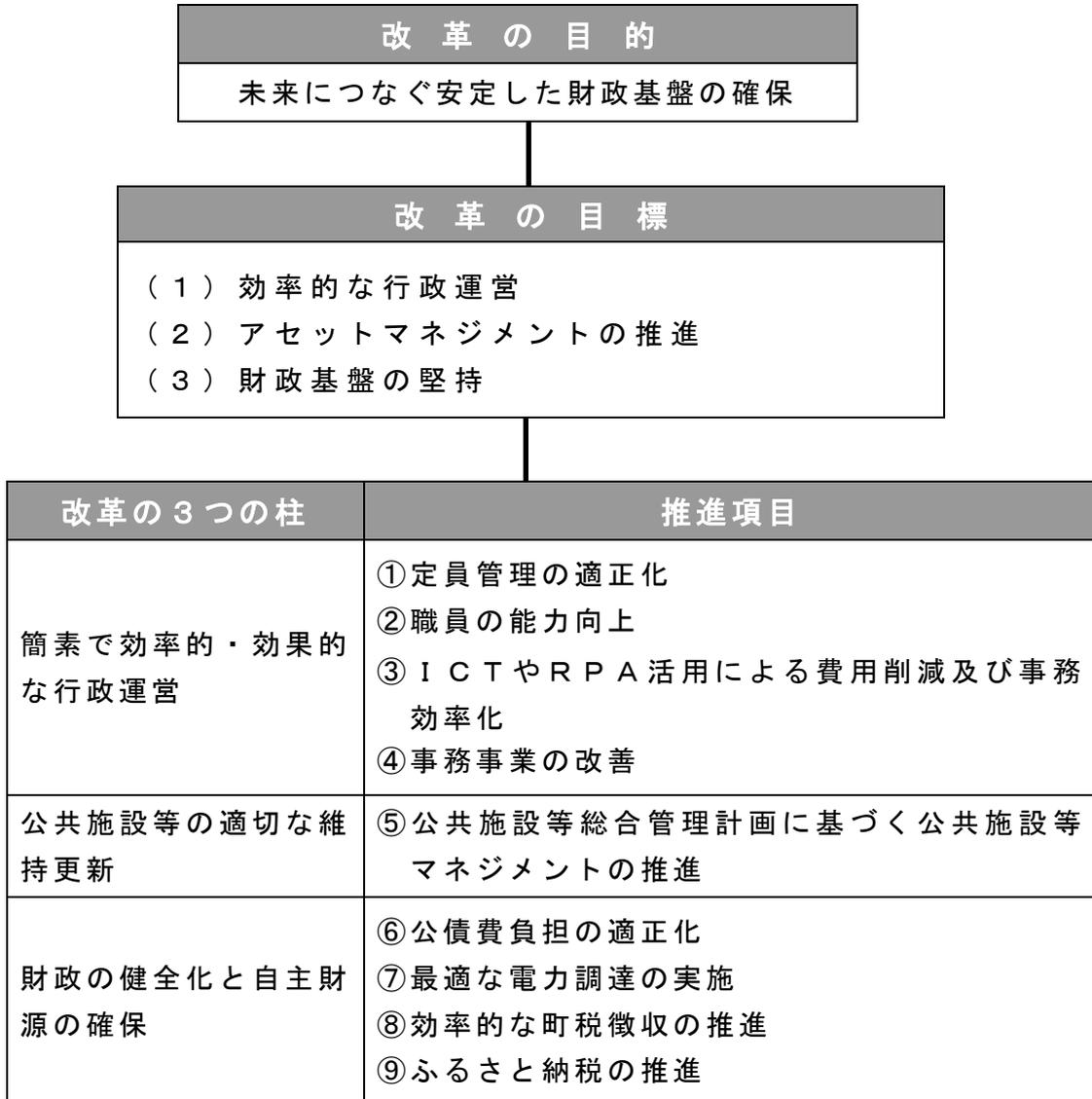
鞍 手 町

令和2年3月

目 次

第7次鞍手町行財政改革大綱 体系図	P 1
I 第7次行財政改革大綱の背景	
1 これまでの取り組み	P 2
2 鞍手町が抱える課題と行財政改革の必要性	P 3
(1) 本町の人口推移	
(2) 本町の財政状況	
(3) 今後の財政見通し	
(4) 行財政改革の必要性	
II 第7次行財政改革大綱の基本的考え方	
1 改革の目的	P 12
2 改革の目標	P 12
(1) 効率的な行政運営	
(2) アセットマネジメントの推進	
(3) 財政基盤の堅持	
III 目標達成のための推進項目	
1 簡素で効果的・効率的な行政運営	P 14
2 公共施設等の適切な維持更新	P 15
3 財政の健全化と自主財源の確保	P 15
IV 実施期間・推進体制	
1 実施期間	P 16
2 推進体制	P 16
V 実施計画	
1 実施計画	P 17
2 P D C Aサイクルの検証方法	P 18
(1) 計画 (P l a n)	
(2) 実施 (D o) 内容の記載の仕方	
(3) 点検 (C h e c k)	
(4) 見直し (A c t i o n)	
(5) 評価・貢献度	
3 進捗状況の報告及び公表	P 20
VI 改革プラン	
改革項目	P 21
参考資料	P 43

第7次行財政改革大綱体系図



改革を実行することによる5年間の効果額

目標効果額 2億5千万円

- アセットマネジメント……公共施設等の適切な維持更新
- ICT……Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーションテクノロジー）の略で、情報や通信に関する技術の総称
- RPA……Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略で、人がパソコン上で日常的に行っている業務を記録・自動化し、事務の効率化を図ること

I 第7次行財政改革大綱の背景

1 これまでの取り組み

鞍手町は、昭和 63 年度に第 1 次行政改革を策定し、それ以降 5 年を単位期間として行財政改革に取り組んできました。

平成 27 年度に策定した現在の第 6 次行財政改革プランは、本年度までが計画期間となっており、すべての改革期間を通算すると 29 年余りにわたり取り組んできたこととなります。

第 1 次行政改革大綱（昭和 63 年度～平成 4 年度）	
基本方針	住民サービス向上の視点を重視した事務事業の見直し 組織・機構の見直し 定員管理の適正化、各課・係の適切な人員配置 効果的な行政運営と職員の能力開発等の追及 コスト意識を持った情報化の推進等による行政サービスの向上 住民参画の推進と公共施設の適切な設置・運営
取組効果	数値化無
第 2 次行政改革大綱（平成 8 年度～平成 12 年度）	
基本方針	住民サービス向上の視点を重視した事務事業の見直し 新しい時代に即応した組織・機構の見直し 定員管理の適正化、各課・係の適切な人員配置 効果的な行政運営と職員の能力開発等の追及 コスト意識を持った情報化の推進等による行政サービスの向上 住民参加の推進と公共施設の適切な設置・運営
取組効果	数値化無
第 3 次行政改革大綱（平成 13 年度～平成 17 年度）	
基本方針	住民サービス向上の視点を重視した事務事業の見直し 効果的な行政運営と職員能力開発等の推進 コスト意識を持った情報化の推進等による行政サービスの向上
取組効果	数値化無
第 4 次行財政改革集中改革プラン（平成 17 年度～平成 21 年度）	
基本方針	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立 透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進 地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進 民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進
取組効果	1,425,960 千円
第 5 次行財政改革プラン（平成 23 年度～平成 27 年度）	
基本方針	協働によるまちづくり 資産の有効活用をおこなう体制の確立 効率的・効果的な運営による健全財政の確立
取組効果	281,400 千円
第 6 次行財政改革プラン（平成 28 年度～平成 31 年度（令和元年度））	
基本方針	地域の総合力の再生 行政運営の効率化とサービスの向上 選択と集中による財政の健全化
取組効果	71,536 千円（平成 31 年 3 月末現在）

2 鞍手町が抱える課題と行財政改革の必要性

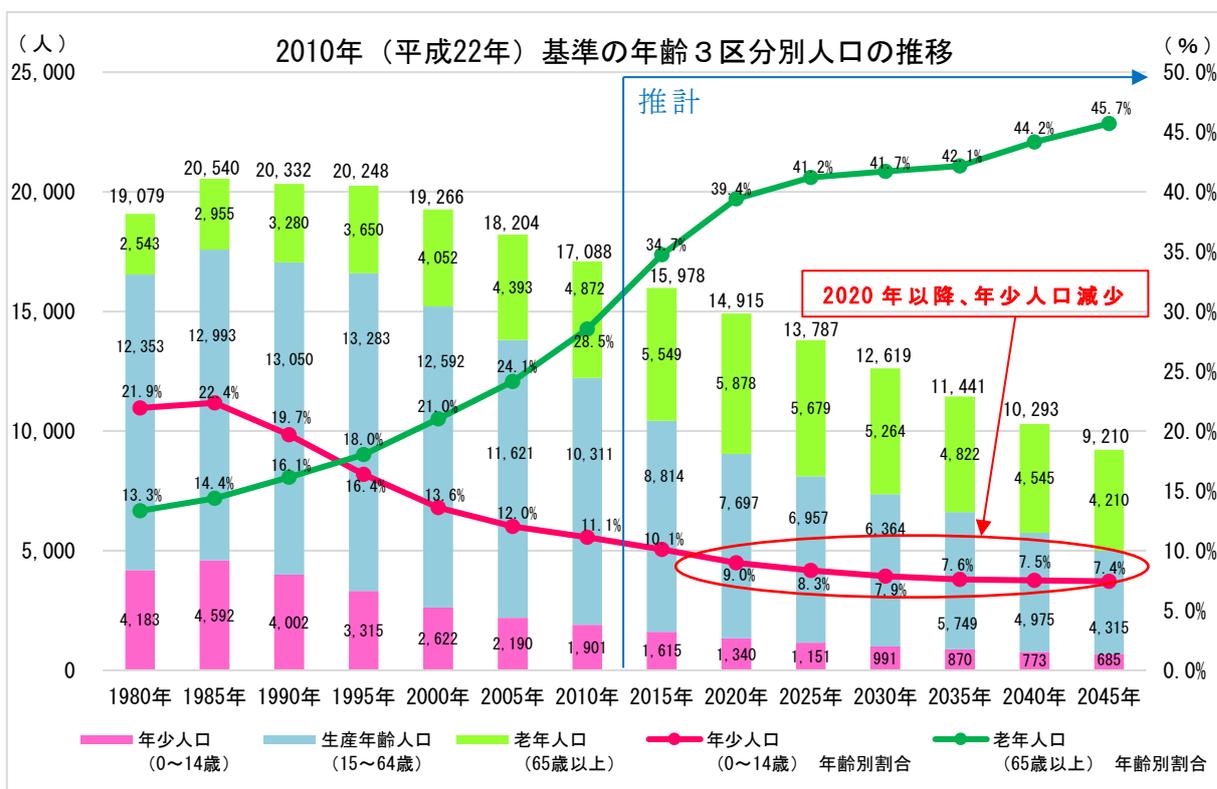
(1) 本町の人口推移

本町の人口は、1985年（昭和60年）をピークに減少が続いており、特に1995年（平成7年）以降は5年で1,000人ずつのペースで減少しています。

図1は、本町の2010年（平成22年）基準の年齢3区分別人口推移です。

2015年以降も人口減少していくことが予想され、老年人口の割合は急速に高まり2015年には34.7%に達すると予想されていました。

また、年少人口については、1985年（昭和60年）以降減少を続けており、2010年（平成22年）には11.1%となり、その後も少子高齢化が加速的に高まることが予想されていました。



▲ 図1 年齢3区分別人口推計 出典：国勢調査、(独) 国立社会保障・人口問題研究所

		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
年少人口	実数	1,901	1,615	1,340	1,151	991	870	773	685
	年齢別割合	11.1%	10.1%	9.0%	8.3%	7.9%	7.6%	7.5%	7.4%
生産年齢人口	実数	10,311	8,814	7,697	6,957	6,364	5,749	4,975	4,315
	年齢別割合	60.3%	55.2%	51.6%	50.5%	50.4%	50.2%	48.3%	46.9%
老年人口	実数	4,872	5,549	5,878	5,679	5,264	4,822	4,545	4,210
	年齢別割合	28.5%	34.7%	39.4%	41.2%	41.7%	42.1%	44.2%	45.7%
総人口		17,088	15,978	14,915	13,787	12,619	11,441	10,293	9,210

▲ 表1 年齢3区分別人口推計と年齢別割合

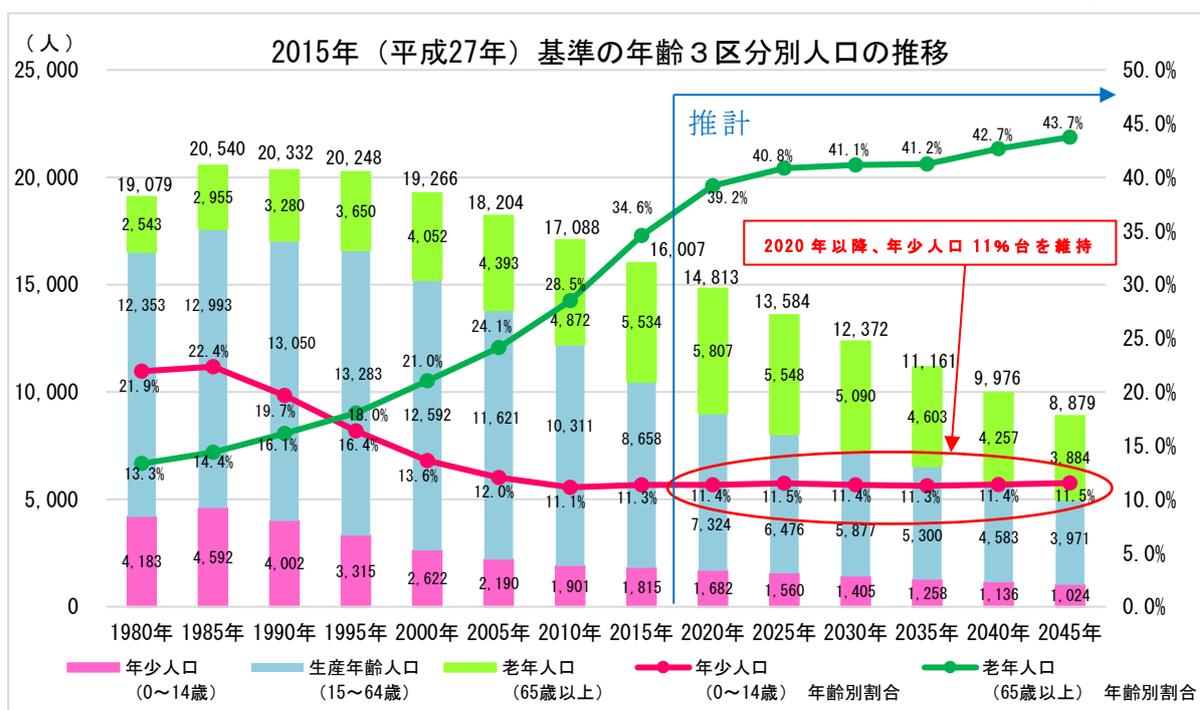
- 年少人口………0歳～14歳以下の人口
 - 生産年齢人口………15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口で、生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口
 - 老年人口………65歳以上の人口
- ※2010年の総人口には、年齢不詳を含むため、年齢3区分人口と一致しない
 ※四捨五入の関係で、割合が100%にならない場合があります

この当時、2040年（令和22年）までの30年間で20歳から39歳までの女性人口の減少率が50%を超えるとして896の市区町村を消滅可能都市に掲げたことは日本中に大きな衝撃を与えました。

本町においても68.1%が減少するとされ、大きな課題となっており、人口減少は、地域の活力を低下させる大きな要因であるため、歯止めをかけなくてはなりません。そこで、第5次鞍手町総合計画では、「まち」「ひと」「しごと」を柱とする総合戦略と同様に、人口の現状と課題を整理した上で、目指すべき将来の方向性を提示し、人口を維持するための短・中・長期の目標人口を設定した人口ビジョンを策定し、その実現に向けた施策に取り組むこととしました。

図2は、本町の2015年（平成27年）の国勢調査に基づくその後の年齢3区分別人口の推計です。2010年（平成22年）の国勢調査に基づく総人口の推計は、2015年（平成27年）以降も減少し続けるとされており、老年人口の増加と年少人口の減少は急速に進むと予想されていました。さらに1985年（昭和60年）以降減少を続けている年少人口は、2010年（平成22年）には総人口に占める割合が11.1%となり、2015年（平成27年）の予測値では、10.1%になると見込まれ、少子高齢化が加速的に進むことが予想されていました。

しかし、2015年（平成27年）の総人口に占める年少人口の割合は、2010年（平成22年）の11.1%から0.2ポイント増加して、11.3%となりました。これにより、今後2045年（令和27年）まで11%台を維持すると推計されています。これは、定住施策のひとつである「定住促進奨励金交付事業」等の効果による年少人口の転入（子どもを持つ世帯の転入）が一つの要因であると考えられます。



▲ 図2 年齢3区分別人口推計 出典：国勢調査、（独）国立社会保障・人口問題研究所

● 定住奨励金交付事業…町内に住宅を取得し居住した人に、対象となる家屋と土地に対する固定資産税相当額を10年間交付するもの

※2010年の総人口には、年齢不詳を含むため、年齢3区分人口と一致しない

※四捨五入の関係で、割合が100%にならない場合があります

また、2020年（令和2年）から2060年（令和42年）まで増加するものと推計されていた老年人口は、2025年（令和7年）に40%を超え、その後も2045年（令和27年）まで40%台と予測とされています。総人口に対しての高齢化率は高いものの、老年人口は、減少傾向にあります。

一方、生産年齢人口については、2010年（平成22年）までは60%台、2015年（平成27年）以降50%台、2020年（令和2年）以降は40%台と減少傾向にあります。これは、高齢化が進み、出生率が下がっていることが大きな要因であり、さらに最も人口の割合が多い団塊の世代が65歳以上の高齢者層となっているのも一つの要因です。

生産年齢人口は、日本の総人口の減少率よりもはるかに速いペースで減少しています。生産年齢人口が減少する一方で、労働力人口は増えています。これは、働き方改革の推進があげられ、多様な人材が働きやすい環境が整備されたことによるものです。しかし、今後も生産年齢人口は減少が予測され、老年人口は増加をし続けるため、このままでは、社会保障制度や公的年金制度も危うくなってきます。

		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
年少人口	実数	1,901	1,815	1,682	1,560	1,405	1,258	1,136	1,024
	年齢別割合	11.1%	11.3%	11.4%	11.5%	11.4%	11.3%	11.4%	11.5%
生産年齢人口	実数	10,311	8,658	7,324	6,476	5,877	5,300	4,583	3,971
	年齢別割合	60.3%	54.1%	49.4%	47.7%	47.5%	47.5%	45.9%	44.7%
老年人口	実数	4,872	5,534	5,807	5,548	5,090	4,603	4,257	3,884
	年齢別割合	28.5%	34.6%	39.2%	40.8%	41.1%	41.2%	42.7%	43.7%
総人口		17,088	16,007	14,813	13,584	12,372	11,161	9,976	8,879

▲表2 年齢区分別人口推計と年齢別割合

※2010年の総人口には、年齢不詳を含むため、年齢3区分人口と一致しない

※四捨五入の関係で、割合が100%にならない場合があります

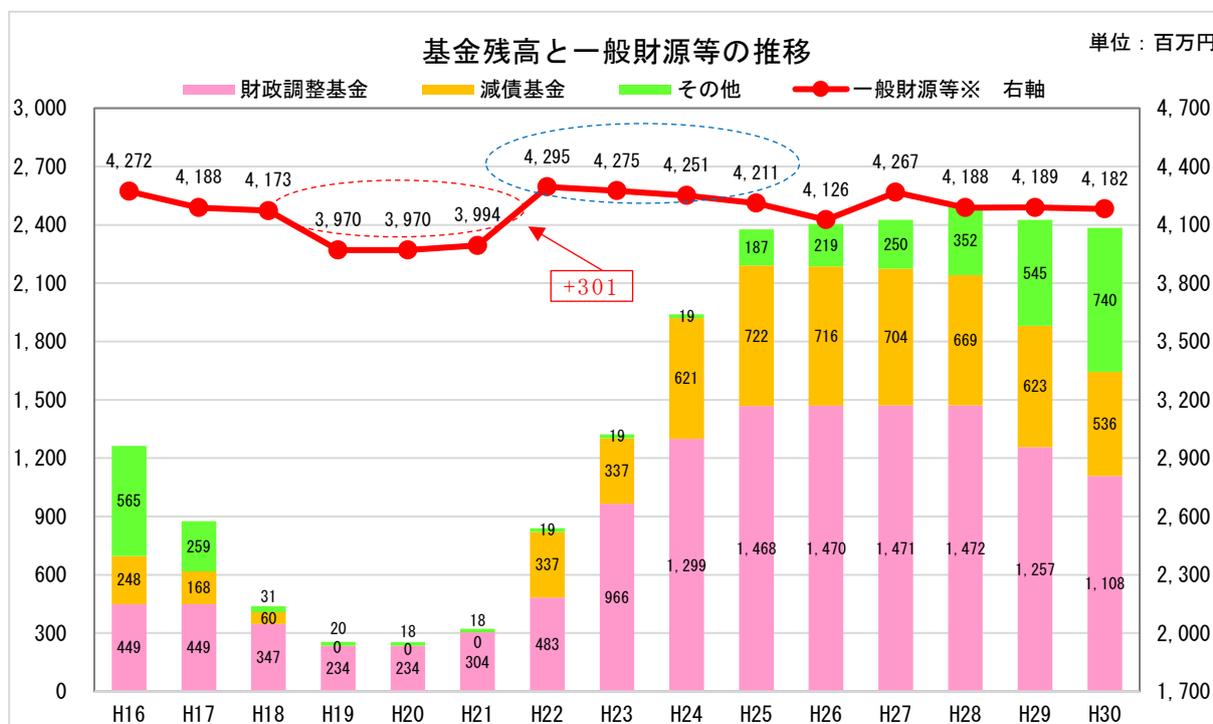
これは、本町においても同様の推計であるため、人口減少を緩やかにする施策や少ない人口で高い生産性を実現できる施策を進めていかななくてはなりません。

また、将来を見据え安定した財政基盤を堅持し、持続可能な行政経営を行っていくには、人口減少を踏まえたうえで、限りある財源を有効に活用して必要な施策を行っていくことができるよう、歳出の妥当性をあらゆる角度から検証し、取り組んでいかなければなりません。

(2) 本町の財政状況

地方公共団体の財政が健全な状態とは、収支が均衡した状態が維持できていることであるといえますが、実際の財政運営においては、経済の不況による税収の落ち込みなど予定していた収入が見込めないことがあり、貯蓄にあたる基金を取り崩して財源不足を調整することがあります。しかしながら、恒常的に基金を取り崩している状態が続いていれば、それは収入に見合った支出になっていない可能性がありますので、基金残高は健全な財政が維持できているかを判断するための重要な目安となります。

本町の過去15年間の基金残高の推移(図3)を見ると、平成16年度から平成19年度にかけて、国の三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行った改革)の影響を受け、一般財源等が急激に減少した結果、約10.1億円を取り崩して財源不足に対処してきました。その後も平成21年度までは、一般財源等が低い水準であったことから極めて厳しい財政状況が続き、最も基金残高が少なかった平成20年度末では約2.5億円まで落ち込みました。しかしながら、普通交付税の歳出特別枠が増額された平成21年度から一般財源等の増加と連動するように基金残高は平成25年度にかけて年々増加しました。平成25年度以降は、ほぼ同水準で推移しているため、収支がほぼ均衡している状態になっているといえますが、平成30年度以降は鞍手中学校の統合事業に係る町債の償還が本格的に始まったことから、現在の収支の状態が続いたとしても基金残高は年々減少していく見込みです。



▲図3 基金残高と一般財源等の推移(一般会計)

- ※1 基金残高は、一般会計が所管する積立基金の年度末残高(出納整理期間の増減を含む)
- ※2 一般財源等は、町税、地方譲与税、税交付金、地方交付税(基準財政需要額に算入されている公債費等を控除した額)、臨時財政対策債の合計
- ※3 表示単位未満は四捨五入しています

(3) 今後の財政見通し

試算に当たっての基本的な前提条件は次のとおりです。

ア 財源不足額を明らかにするために、財源不足が生じた場合でも基金から補填しないものとします。

イ 庁舎等建設事業は、庁舎等建設基本計画改訂版（令和2年1月改訂）に基づく事業費（総額44.3億円（令和2年度から5年度までの事業費約41.0億円））で見込みます。なお、当該事業に必要な一般財源は、公共施設等整備基金及び財政調整基金から全額繰り入れます。

ウ 令和3年度以降は、過疎地域自立促進特別措置法の適用期限を過ぎるため過疎対策事業債は充当していません。

①収支予測（表3）

令和6年度までの収支の累計では、約2.4億円の財源不足が生じる見込みです。

単位：百万円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	7,736	8,350	9,240	7,111	6,866
歳出	7,708	8,344	9,296	7,267	7,103
歳入歳出差引	28	5	△56	△156	△238
翌年度へ繰り越すべき財源					
実質収支（収支の累計）	28	5	△56	△156	△238
単年度収支	20	△23	△61	△100	△82

▲表3 収支予測

※表示単位未満は四捨五入しています

②歳入の見込み（表4）

歳入の試算に当たっての基本的な前提条件は次のとおりです。

ア 町税

法人住民税は、法人税割の税率改正（令和元年9月まで9.7%、同年10月以降6%）による減収を見込んでいますが、それ以外は令和元年度の決算見込額と同額としています。

イ 税交付金

地方消費税交付金は令和元年10月の消費税率10%への引上げによる増収を見込んでいます。

ウ 地方交付税

普通交付税は、基準財政需要額（標準的な財政需要）から基準財政収入額（標準的な財政収入）を控除した財源不足額が交付されるため、それぞれを試算しています。基準財政需要額では、令和2年度から拡充する中学校の

クールバス運行経費や幼児教育無償化による増加分を見込むとともに、過疎対策事業債などの公債費等の償還見込に応じて加算又は減算しています。また、基準財政収入額では、町税や税交付金等の各年度の見込額に基準税率（原則として75%）を乗じて見込んでいます。なお、特別交付税は令和元年度の決算見込額と同額としています。

エ 国庫支出金及び県支出金

経常的な収入は、令和元年度の決算見込額を基本に見込んでいます。また、臨時的な収入は庁舎等建設事業に係る国庫補助金などを見込んでいます。

オ 繰入金

減債基金と職員退職手当基金からの繰入は、各年度の負担を平準化させるため必要額を見込んでいます。また、公共施設等整備基金と財政調整基金からの繰入金は、庁舎等建設事業に係る必要一般財源分として令和2年度から令和5年度までの間で約8億円を見込んでいます。

カ 町債

庁舎等建設事業に係る町債として令和2年度から令和5年度までの間で約23.7億円を見込んでいます。また、臨時財政対策債は各年度約2.1億円を見込んでいます。

単位：百万円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町税	1,868	1,847	1,847	1,847	1,847
地方譲与税	66	66	67	67	67
税交付金	380	412	412	412	412
地方交付税	2,499	2,518	2,603	2,587	2,552
国庫支出金	697	1,087	1,250	710	683
県支出金	545	547	548	550	552
繰入金	279	356	505	114	79
町債	1,010	1,099	1,617	439	289
その他	392	416	390	385	384
合 計	7,736	8,350	9,240	7,111	6,866
一般財源等	5,022	5,053	5,138	5,122	5,087

▲表4 歳入の見込み

※1 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

※2 一般財源等は、町税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計

③歳出の見込み（表5）

歳出の試算に当たっての基本的な前提条件は次のとおりです。

ア 人件費

正規職員数は令和元年度と同数で見込んでいます。また、定年退職予定者の全員を再任用職員（フルタイムと短時間をそれぞれ半数）として見込んでいます。

イ 普通建設事業費

庁舎等建設事業は、庁舎等建設基本計画改訂版（令和2年1月改訂）に基づく事業費（総額44.3億円（令和2年度から5年度までの事業費約41.0億円））で見込んでいます。

ウ 物件費

令和2年度から拡充する中学校のスクールバス運行経費や令和元年度に更新した小学校6校のパソコンリース料の増額を見込んでいます。また、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴う報酬（旧賃金）の増額を見込んでいます。

エ 補助費等

定住促進奨励金は現行制度（令和4年度まで）における必要額を見込んでいます。また、くらて病院運営費負担金は新病院建設に伴う増額分を見込んでいます。

オ 繰出金

国民健康保険事業特別会計への法定外繰出金は見込んでいません。また、下水道事業特別会計は、地方債の償還増額分は一般会計が全額負担するものとして見込んでいます。

カ 前年度繰上充用金

前年度に財源不足が生じている場合に計上しています。

単位：百万円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	1,103	1,124	1,091	1,036	1,096
扶助費	1,366	1,373	1,380	1,388	1,395
公債費	949	985	1,019	998	945
普通建設事業費	908	1,649	2,503	416	197
物件費	1,118	1,097	1,096	1,109	1,102
維持補修費	62	62	61	61	61
補助費等	1,045	1,051	1,124	1,116	1,111
積立金	51	16	20	76	16
繰出金	1,107	989	1,000	1,012	1,024
前年度繰上充用金	0	0	0	56	156
合 計	7,708	8,344	9,296	7,267	7,103

▲表5 歳出の見込み

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

④年度末基金残高の見込み（図4）

令和6年度までの収支の累計では、約2.4億円の財源不足が生じる見込みであり、その財源不足を基金から取り崩した場合、一般会計分の基金残高は約9.6億円まで減少することになります。

主な基金の取崩し額は以下のとおりです。

ア 財政調整基金

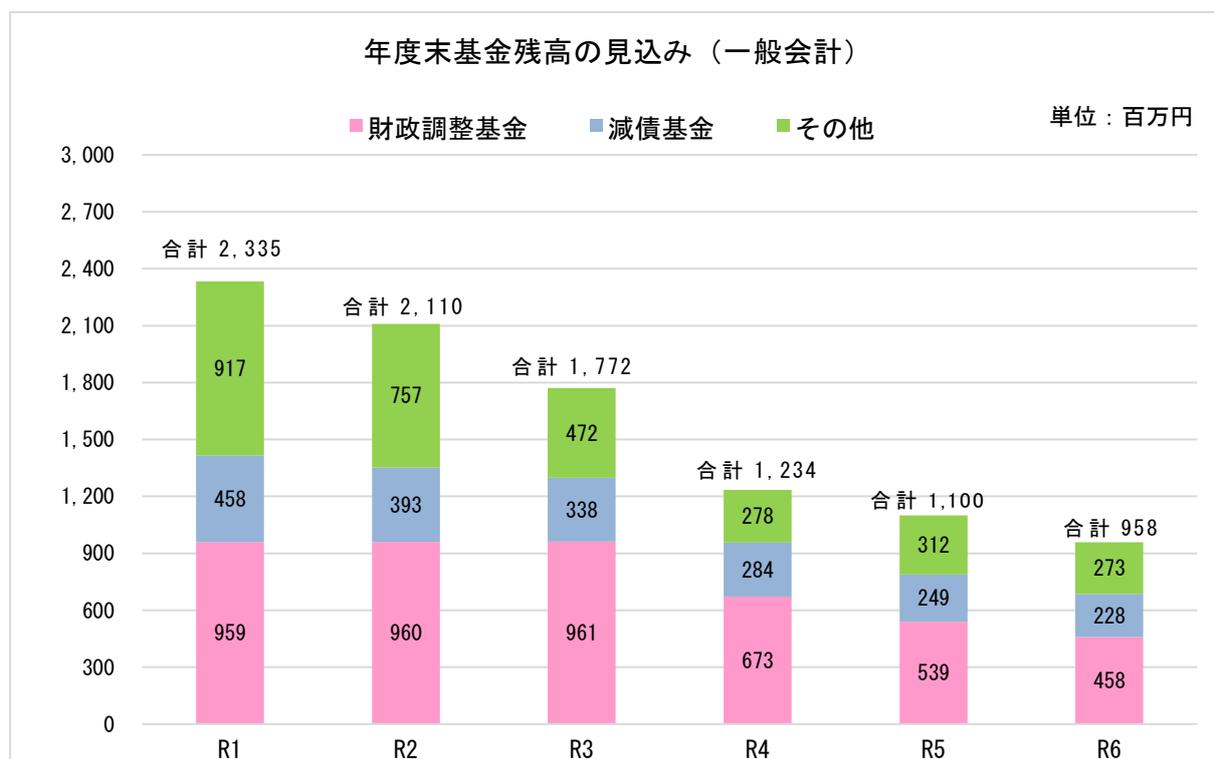
取崩し額は、令和2年度から令和6年度までの財源不足額として約2.4億円、庁舎等建設財源として約2.7億円の総額約5.1億円を見込んでいます。

イ 減債基金

取崩し額は、各年度の公債費負担を平準化させるため総額約2.3億円を見込んでいます。

ウ その他

取崩し額は、公共施設等整備基金で庁舎等建設財源として約5.3億円、職員退職手当基金で各年度の負担を平準化させるため約0.9億円、定住促進奨励金の必要額として約1.5億円などで総額約8.2億円を見込んでいます。



▲図4 基金残高の見込み

※1 基金残高は、一般会計が所管する積立基金の年度末残高見込（出納整理期間の増減を含む）
 ※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります

(4) 行財政改革の必要性

(1) 本町の人口推移、(2) 本町の財政状況で述べたように、課題は山積しており、本町の財政状況はますます厳しさを増していきます。

今後も安定した財政基盤を堅持するためには、歳入に見合った歳出構造へと転換を図る必要があります。

本町においては、6次にわたり行財政改革を実施してきました。社会情勢の変化に対応するため、その時どきの課題に対する改革項目を調整し、これに沿って、事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設等の各種見直しを行い、逐次行政運営に反映し一定の成果を上げてきました。

しかし、一方で改革の実効性や透明性を確保するための体制上の問題点や新たな課題の発生により、十分な成果を引き出すに至らなかったものもあります。

こうした背景や今後ますます多様化、高度化する住民ニーズや社会情勢の変化に対応していくため、これまでの行財政改革の取り組みによる成果や課題、総務省指針に示された内容などを踏まえ、さらなる改革に取り組まなければなりません。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」(平成30年推計)によると、わが国の都道府県別に見た人口は、2030年(令和12年)以降は、すべての都道府県で減少すると予測されています。

本町においても2025年(令和7年)の高齢化率は40%を超えることが推測されており、老朽化していく公共施設や道路橋梁及び上下水道などの公共インフラの改修・更新に係る費用の確保は、町財政に重く押し掛かってきます。

行政サービスを維持・向上させ、住みよいまちづくりを実現するためには、都市機能を集約した小さな拠点を形成し、将来を見据えた安定した財政基盤を堅持し、持続可能な行政運営を行っていくため、選択と集中を繰り返しながら新たな課題やニーズに迅速かつ的確に対応できるよう総合計画に掲げた「新たな力で躍動するまちくらす」の将来像の達成のため、また、町のあらゆる資産を次の世代につなぐ、持続可能なまちづくり(SDGs 17の国際目標「住み続けられるまちづくりを」)を行うため、第7次行財政改革に取り組んでいく必要があります。

●SDGs……Sustainable Development Goals(サステイナブル デヴェロップメント ゴールズ)の略称で、持続可能な開発目標。2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標(ゴール)、169の具体目標(ターゲット)から構成されている。



11 住み続けられるまちづくりを

Ⅱ 第7次行財政改革大綱の基本的考え方

1 改革の目的

これまでも「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付）や「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」（平成26年3月24日付）等に基づき、積極的に行財政改革に取り組み、事務事業の見直し、事業の民間委託、給与・旅費等に関する事務の集中化、指定管理者の活用等を実施してきました。

第6次行財政改革においても依然と厳しい財政状況の中、人口減少等の課題の解決のため、第5次総合計画後期基本計画の基本施策の一つとして位置づけ、改革の目的を「簡素で効率的・効果的な行財政運営の確立」として進めてきました。

今後も人口減少が加速化する中、既存事業の予算額を一律削減して対処するような見直しでは対応困難であり、このままでは町の活力は失われてしまいます。

第7次行財政改革は、第6次行財政改革からの改革の目的である「次世代に鞍手町を引き継ぐため」行財政改革の基本に立ち返り、町民生活に必要な行政サービスの確保と必要な財源を確保するとともに、ムリ・ムダ・ムラを無くし健全財政とするため「未来につなぐ安定した財政基盤の確保」を目指します。

【改革の目的】

未来につなぐ安定した財政基盤の確保

2 改革の目標

改革の目的を達成するため、次の3つの目標を掲げます。

- (1) 効率的な行政運営
- (2) アセットマネジメントの推進
- (3) 財政基盤の堅持

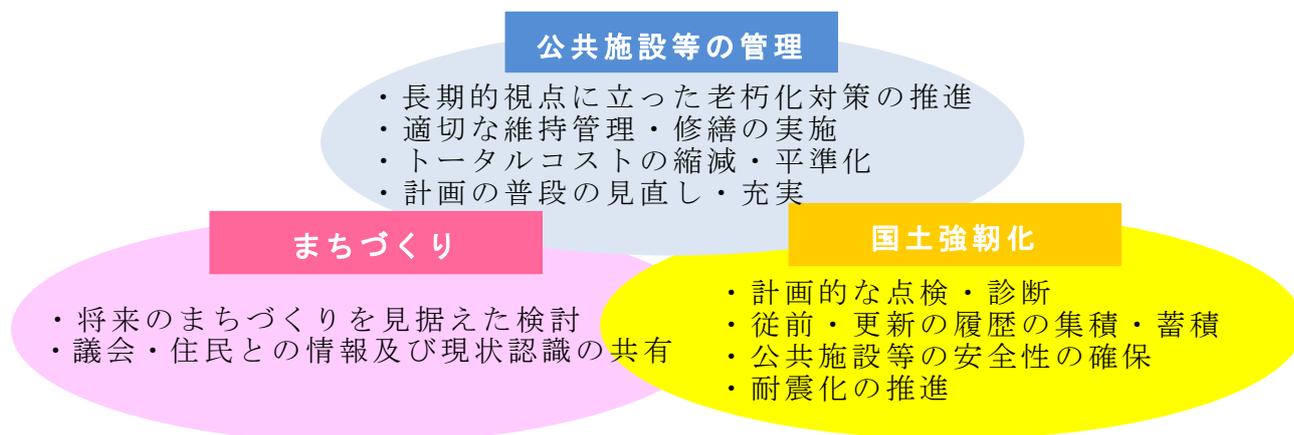
(1) 効率的な行政運営

多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、限られた財源を効率的に活用する必要があります。そのため、職員の資質向上を含め行政サービスの向上、内部事務の効率化を推進するため、費用対効果を検証し、RPA等を活用した業務のスリム化による事務の簡素化や事務事業の改善を積極的に進めるとともに、ムリ・ムラ・ムダを排除するため、人件費を含め経常経費として財政支出に与える影響が大きいものについては、事務の効率化の観点からアウトソーシングの導入や事業の廃止、統合等を検討し、行政需要に応じた適正な定員管理を図っていきます。

(2) アセットマネジメント（公共施設等の適切な維持更新）の推進

本町では、平成29年3月に鞍手町公共施設等総合管理計画、平成30年3月に鞍手町個別施設計画を策定し、将来人口の減少に伴い、健全な施設管理を行うため、町民一人当たりの延べ床面積6.95㎡を全国平均の3.22㎡に近づけられるよう施設の複合化、集約化及び廃止・撤去を検討していくこととし、第5次鞍手町総合計画基本構想に掲げたコンパクトで環境負荷の少ない持続可能なまちの形成に取り組み、誰もが安全で安心できるまちづくりを目指していくため、長期的視点に立った老朽化対策の推進、適切な維持管理・修繕の実施、トータルコストの縮減・平準化併せて現公共施設等総合管理計画、個別計画の見直しを行い、公共施設等の安全性を確保するとともに将来のまちづくりを見据えた検討を行い、アセットマネジメントを推進していきます。

また、維持管理費の平準化を行いながら長寿命化にも取り組んでいきます。



▲図5 公共施設等総合管理計画指針 出典：総務省（取組の推進イメージ）

(3) 財政基盤の堅持

今後も厳しい財政状況が予想される中、効率的な行政運営による適正な執行と併せて自主財源をより安定的に確保するための取り組みが必要かつ重要です。そのため、町税等の収納率の向上や財源確保に取り組むとともに歳出においても経費削減の取り組みを行います。

Ⅲ 目標達成のための推進項目

3つの改革の目標を達成するため、3つの推進項目に取り組みます。

1 簡素で効率的・効果的な行政運営

限られた財源の中で、多様化、高度化する住民ニーズや行政需要に対し、迅速かつ機動的に対応できる組織体制を構築するため、ICTを活用した効率的、効果的な運用をしていくため、さらにRPAを導入し、事務の効率化の推進をはじめ、徹底した事務事業の見直しによる財源の確保を図り、さらに複雑化する行政課題に対して、職員が自ら対応できるよう職員の資質向上と行政需要に応じた適正な定員管理を進めます。

事務事業	行政活動
定員管理の適正化	権限委譲や新たな行政課題への対応を効率的・効果的な行政運営を確保するとともに、適正な定員管理と配置に努めます。
職員の能力向上	効率的な事務の遂行に努めるため、また、複雑化する行政課題に対応できる能力の習得やマネジメント能力の向上を図るため研修機会の充実に努めます。
ICTやRPA活用による費用削減及び事務効率化	第6次で実施したICT活用による事務の効率化をさらに、RPAにより職員がパソコン上で日常的に行っている業務を記録・自動化することで、事務の効率化を図ります。
事務事業の改善	第4次で構築した行政評価制度を活用し、事業の見直し、行政サービスのムリ・ムダ・ムラを洗い出し、財源の確保をするとともに事務事業の改善による廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等を行います。

2 公共施設等の適切な維持更新

わが国においては公共施設等の老朽化対策は大きな課題となっています。本町においても厳しい財政状況が続く中で、今後ますます人口減少等の要因により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されます。早急に公共施設の存続意義等を検証するとともに、最適な配置を実現することが必要不可欠となっています。

公共施設の最適な配置を実現することは、町の実情にあったまちづくりを進める上で不可欠なものであり、国土強靱化にも資するものであるため、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みや経費に充当可能な財源の見込みや適切な配置、総合的かつ計画的な管理に関する基本の方針を定め、推進していきます。

事務事業	行政活動
公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等マネジメントの推進	「経済財政運営と改革の基本方針 2018(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)」による公共施設等総合管理計画の見直し・充実及び個別施設計画等の内容を反映し、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通し等を精緻化するとともに、適正管理に取り組み、両計画の国の求める水準への見直しに取り組みます。

3 財政の健全化と自主財源の確保

必要なサービスを提供しながら、健全な財政運営を維持していくためには、自主財源の確保に取り組んでいかなければなりません。また、歳出面においては、徹底した事務事業の見直しによる歳出の節減に取り組んでいきます。

事務事業	行政活動
公債費負担の適正化	第 6 次に引き続き、持続可能な財政運営を行うため、地方債の計画的な発行と将来負担の適正化・平準化を図ります。
最適な電力調達の実施	第 6 次に引き続き、安定した電力供給と低価格を実現できる事業者を毎年度ごと検証し選定していきます。
効率的な町税徴収の推進	第 5 次から引き続き、町税等の収納率の向上に努めます。
ふるさと納税の推進	第 6 次に引き続き、ふるさと納税の本来の目的を踏まえ、納税額の増収と地域の特産品を積極的に採用し、地場産業の活性化を図ります。

IV 実施期間・推進体制

1 実施期間

第7次行財政改革においても、総合計画の一つの柱として位置付けることから、令和元年度を計画策定及び準備期間とし、令和2年度から令和6年度までの5年間を実施期間とします。

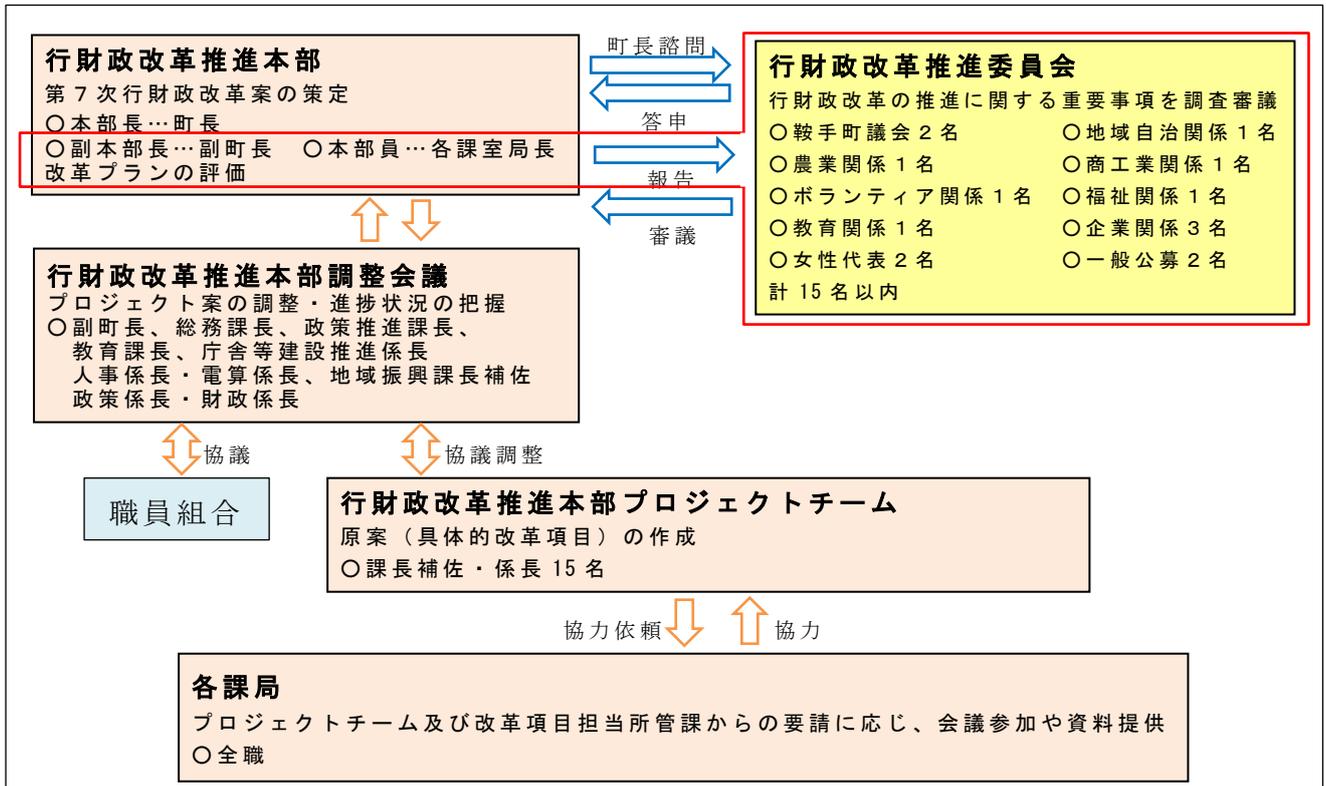
	平成					令和元年度					
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
第7次行財政改革		基本構想					後期計画				
第5次総合計画		前期計画					後期計画				
		第1期					第2期				
総合戦略	第1期					第2期					

▲表6 各種計画実施期間

2 推進体制

第7次行財政改革においても全庁的に取り組む必要があることから、各部署を統括し調整を図るため、町長を本部長とする行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）が進捗管理を行い、定期的な検証により未着手の項目をなくす実施体制で実効性を確保します。

また、推進本部のもとには調整会議のほか、係長以下の職員で構成する行財政改革プロジェクトチームを設け、改革の取り組みが停滞し推進が困難となる項目がないよう検証・検討を行い、改革推進の体制を維持します。



▲図6 行財政改革推進体制

※注 調整会議のメンバーは、改革項目等の状況により変更となる場合があります

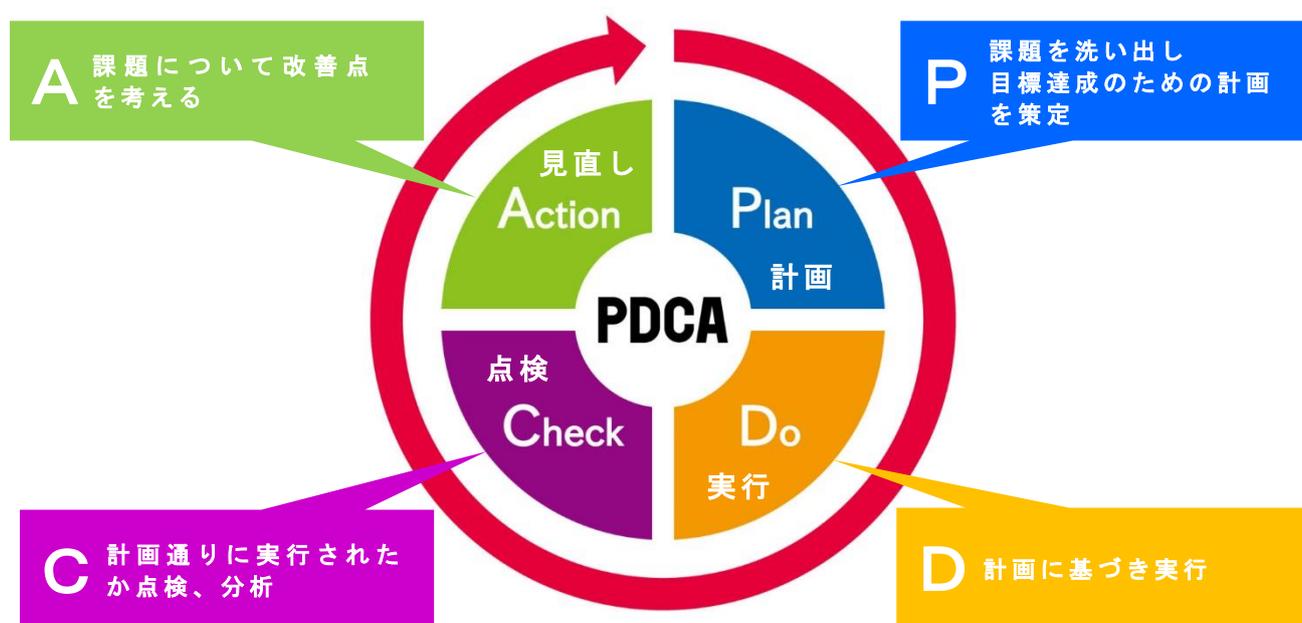
V 実施計画

1 実施計画

第7次行財政改革の実施計画は、第5次から同様に大綱部分と一体化して策定します。

実施計画は、実施期間中、毎年度評価・点検を行い、取り組みに反映させることとします。

具体的には、改革項目ごとに目標、実施概要、指標（目標達成の状態）などを掲げるPDCAシートを作成し、取り組みの検証結果などから、常に高い目標に向かうために現状の把握と必要な見直しを繰り返し、改革の透明性及び実効性を確保しながら、基本目標への到達に向けて効果を引き出していく必要があるため、PDCAサイクルによる手法で取り組みます。



▲図7 PDCAサイクル

2 P D C Aサイクルの検証方法

(1) 計画 (P l a n)

当該計画は、策定時に現状と課題を把握したものであるため、計画欄の内容については変更をせず、見直しが発生する際は見直し欄に変更点がわかるように記載を行うこととします。

(2) 実施 (D o) 内容の記載の仕方

- ①各事業の実施内容、検討内容について記載
- ②目標への到達状況を記載
- ③数値目標を定めているものは、具体的な数値を用いて目標への到達率若しくは、現時点での目標への到達率を記載
- ④実施前の場合は、検討に向けた準備内容を記載
- ⑤検討の結果、実施することとしたものは、実施内容をシートに追加

(3) 点検 (C h e c k)

①進捗率の考え方

計画期間の5年間における目標への到達度合をパーセント表示で記載することとします。記載に当たっての数値目標の設定の有無によって次のとおり判断します。

ア 指標に数値目標（実施割合等の率、効果額等の金額など）を定めている場合プランに掲げた数値から最終目標数値への到達率を、初年度から当該実施年度までの進捗率として記載

イ 指標に数値目標を定めていない場合

進捗率	検討期間の進捗率	実施中の進捗率
—	検討期間前	実施期間前
0%	未着手	未着手
20%	着手したが、まだ情報収集中であるなど、具体的な検討や策定の取組みに至っていない段階	着手したが、予算措置、例規の整備、関係機関との調整など、実施に向けた条件整備等を行っている段階
40%	検討あるいは策定が半分も終わっていない段階	具体的な取組を開始したが、まだ効果の創出に至っていない段階
60%	検討あるいは策定の半分以上が終わっている段階	多少効果が見え始めた段階
80%	検討あるいは策定がほぼ完了しているが、公表するには不十分な段階	一定の効果を生み出しているが十分とは言えない段階
100%	検討結果または策定した計画や方針を公表・事業実施できる段階	十分な効果を生み出している段階

ウ 指標に効果額を定めている場合

効果額は、基本的には収入の増加額または支出の削減額のことを言いますが、複数年度にわたる計画では条件整備等による支出の増加により、一時的にマイナスとなることも考えられます。記載に当たっては、次を踏まえることとします。

■効果額欄に記載する金額について

策定時（前年度決算額をベース）における支出の削減額、収入の増加額及び支出の増加額を合計し、計画期間内の実績を合算したものを累積効果額として記載します。

■予算措置により当該年度中に見込まれる効果額について

第5次行財政改革までは、予算を措置することは、当該年度の数値目標を定めることとも言い換えられるため、措置された予算額に基づいて当該年度中に見込まれる効果額を算出し、具体的取組内容欄に記載していましたが、第6次からは効果額には含まないこととしました。

(4) 見直し (Action)

- ① 今後の事業の方向性について、方向性区分より選択
- ② 事業の結果が思わしくない、目標への到達率が低い場合などは、その理由を示すとともに今後の取組についての見直し等の方向性を記載
- ③ 目標に到達した場合は、更に高い目標設定が可能かどうか検討し、その方向性を記載
- ④ 検討の結果、実施しないこととしたものは、その理由を記載
- ⑤ 検討が停滞している場合は、停滞している理由や課題・問題となっている事項を記載
- ⑥ 予定していた検討期限を超え、更に検討期間を要することとなりそうな場合は、その理由を示すとともに、見直し後の検討期間とその後の予定を記載

(5) 評価・貢献度

- ① 事業の取組内容に対する総合評価を評価区分より選択
- ② 指標の成果に対する評価を評価区分より選択し、その評価理由について記載
- ③ 当該計画における貢献度を事業の取組及び指標の成果を鑑み評価区分から選択し、その評価理由を記載

※貢献度は、計画期間を100%とし、5年間であれば20%×5年間を基本ベースとし、行財政改革評価要領で貢献度を評価

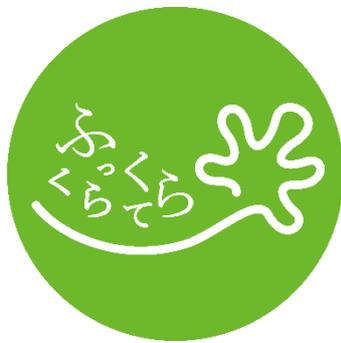
3 進捗状況の報告及び公表

推進本部は、第7次行財政改革の実施経過及び結果について、毎年度終了後、当該年度中の具体的な取り組み内容、目標達成に対する進捗率や単年度効果額などを検証し、本部会議による評価・検証を行い、推進委員会へ報告します。

また、住民に対して分かりやすい速やかな公表を行い、透明性の確保を図ります。

また、住民への公表は、広報紙やホームページを活用して速やかな公表を行います。なお、住民からの質問や意見は、ホームページ上の「行政相談コーナー」を活用して受け付けるものとします。

VI 改革プラン



第7次鞍手町行財政改革 改革プラン一覧

連番	事務事業	行政活動		頁
1	定員管理の適正化	● 指標	—	23
		▲ 指標	令和2年度までに定員管理計画を策定	
2	職員の能力向上	● 指標	計画期間中に100名を研修へ派遣	24
3	ICTやRPA活用による費用削減及び事務効率化	● 指標	消耗品費及び人件費 1,750千円 (年350千円)	25
		▲ 指標	令和2年度に削減効果の評価方法を確定	
4	事務事業の改善	● 指標	対象事業費の削減	28
		▲ 指標	令和2年度に対象事業を選別し、評価手法等の検討	
5	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等マネジメントの推進	● 指標	両計画の国の求める水準への見直し完了	30
6	公債費負担の適正化	● 指標	公債費の実質的な負担を概ね2.5億円程度に抑える	32
7	最適な電力調達の実施	● 指標	新電力切替効果 50,805千円 (年10,161千円)	35
8	効率的な町税徴収の推進	● 指標	福岡県60市町村の上位3分の1 (20位以内)	37
9	ふるさと納税の推進	● 指標	ふるさと納税効果 50,000千円	40
		▲ 指標	返礼品の充実(58品→80品)	

※1 ● 指標 実施に関する目標達成の状態

※2 ▲ 指標 検討または準備に関する目標達成の状態

シートの見方

第7次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 令和 年度

事業概要

連番	9	所管課	政策推進課	その他の課		開始年月	到達年月	検証
最終目標	財政基盤の堅持		中間目標	財政の健全化と自主財源の確保		R2.4	R7.3	
具体的改革項目	ふるさと納税の推進							
指標	●実施に関する目標達成の状態	ふるさと納税効果 50,000千円		令和6年度到達目標				
	▲検討または準備に関する目標達成の状態	返礼品の充実 (58品→80品)		検討、準備段階の到達目標		変更指標 指標が変更になった場合に記載します。		

事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源計		

事業費(決算額)の欄は、令和2年度より実施した後の記入箇所となります。

計画(Plan)

実施概要	<p>平成27年度税制改正によりふるさと納税額が拡大され、ふるさと納税を行う寄附者が増加している。それに伴い、10億円を超える収入を獲得する市町村もあり、注目が集まっている。鞍手町では平成28年度にふるさとぷらす、平成30年度にふるさとチョイスの寄附サイトの導入を行い、若干ではあるが、ふるさと納税の効果が表れるようになったが、他の自治体に比べれば特徴的な話題性や返礼品の豊富さにはかなわないところである。しかし、総務省の通達によるふるさと納税の品、県産品として認定されたものと基準が厳しより競争力を高め、創意工夫をしながらふるさと</p> <p>※具体的な実施内容 各年度のふるさと納税の目標額を設定し、自主財源の確保に努める。 令和2年度 50,000千円 令和3年度 50,000千円 令和4年度 60,000千円 令和5年度 60,000千円 令和6年度 60,000千円 合計 280,000千円</p>
------	---

計画策定時の際の実施内容を記載。基本は、この実施概要に基づいて実施していくこととなる。しかし、次年度以降に実施内容等を見直す場合は、【見直し・改善】欄に記載し、実施概要については随時変更はしません。

実施(Do)

実施内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 実施(Do)の欄からは令和2年度より実施した後の記入箇所となります。年度毎にPDCAシートを作成し評価・点検を繰り返します。 </div>
------	---

評価・点検(Check)

点検	現在の状況	進捗率(%)	累積効果額(単位:千円)			
			単年度効果額(単位:千円)			
			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
評価	改革項目の取組内容に対する評価	A 計画以上の効果があった		D 計画通りであったが効果はよくなかった		
		B 計画通りの効果があった		E 計画が遅れ、効果もよくなかった		
評価内容	指標に対する評価		評価の理由			
	a	目標を大きく上回って達成				
	b	目標を上回って達成				
	c	ほぼ目標どおり				
	d	目標を下回った				
	e	目標を大きく下回った				
f	達成できなかった					
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由			
	I	貢献している				
	II	やや貢献している				
	III	貢献の度合いが薄い				
IV	貢献できていない					

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果(検討及び準備)や評価を踏まえた今後の方向性
	i	事業規模拡大	
	ii	現状のまま継続	
	iii	改善しながら継続	
	iv	事業規模縮小	
	v	全面的な見直し	
vi	事業の休止・廃止		

第7次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し)

事業概要

連番	1	所管課	総務課	その他の課	全庁	開始年月	到達年月	検証
最終目標	効果的な行政運営		中間目標	簡素で効率的・効果的な行政運営		R2.4	R7.3	
具体的改革項目	定員管理の適正化							
指標	●実施に関する目標達成の状態			令和2年度までに定員管理計画を策定			変更指標	
	▲検討または準備に関する目標達成の状態							
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項				
		国庫支出金						
		県支出金						
		地方債						
		その他特財						
		一般財源						
		計						

計画(Plan)

実施概要	<p>過去の行財政改革においては、人件費を抑制することを目的に職員数の削減に努めてきた。しかしながら、多様化する住民ニーズに対応し、安定した行政サービスを維持する上でこれ以上の職員数削減は限界を迎えつつある。しかし、今後人口減少が加速化していく中で職員数の削減は避けては通れない実情である。今後のまちづくりを考えていく中で、将来の人口規模に対応するためには、より少ない職員数でより大きな効果をあげるため徹底したスクラップアンドビルドの手法を用いなければならないと考える。今回の行財政改革においては、適正な定員管理を目標に新たな行政ニーズに対してはスクラップアンドビルドを原則とし、さらにはRPA等の導入や、事務事業の改善及び民間事業者等の積極的活用を行うことにより事務の効率化を高める。また令和2年度から新たに始まる会計年度任用職員制度や、政府が進める定年延長制度も視野に入れ、業務量に応じた適正な人員配置に努めていく。</p> <p>令和2年度を起点として上記の内容等を踏まえ、鞍手町における正規職員及び非常勤職員を含めた総人件費の動向を注視しながら定員管理計画を策定していくこととする。</p> <p style="color: red;">※具体的な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員管理計画の策定 ・「住民サービスの向上を重視した組織機構の再編」と適正な定員管理
------	---

実施内容	
------	--

評価・点検(Check)

点検	現在の状況	進捗率(%)	累積効果額(単位:千円)			
			単年度効果額(単位:千円)			
			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
評価	改革項目の取組内容に対する評価		A 計画以上の効果があった		D 計画通りであったが効果はよくなかった	
			B 計画通りの効果があった		E 計画が遅れ、効果もよくなかった	
			C 計画が遅れがちであったが概ね効果があった		F 計画が大幅に遅れ、効果もなかった	
評価内容	指標に対する評価		評価の理由			
	a	目標を大きく上回って達成				
	b	目標を上回って達成				
	c	ほぼ目標どおり				
	d	目標を下回った				
	e	目標を大きく下回った				
f	達成できなかった					
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由			
	I	貢献している				
	II	やや貢献している				
	III	貢献の度合いが薄い				
	IV	貢献できていない				

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果(検討及び準備)や評価を踏まえた今後の方向性
	i	事業規模拡大	
	ii	現状のまま継続	
	iii	改善しながら継続	
	iv	事業規模縮小	
	v	全面的な見直し	
	vi	事業の休止・廃止	

第7次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し)

事業概要

連番	2	所管課	総務課	その他の課	全庁	開始年月	到達年月	検証
最終目標	効率的な行政運営		中間目標	簡素で効率的・効果的な行政運営				
具体的改革項目	職員の能力向上					R2.4	R7.3	
指標	●実施に関する目標達成の状態 ▲検討または準備に関する目標達成の状態		計画期間中に100名を研修へ派遣			変更指標		
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項				
		国庫支出金						
		県支出金						
		地方債						
		その他特財						
		一般財源						
		計						

計画(Plan)

実施概要	<p>複雑化・多様化する行政ニーズに対応し、時代の潮流に的確に対応できる人材を育成するためには、組織体制の強化はもちろんのこと、直接の担い手である職員の資質の向上を図り、その有している可能性や能力を最大限に引き出していくことが重要である。そのためには組織的かつ体系的な研修制度が不可欠であり、町では職員自身が自発的に取り組む自己啓発、職場において上司、先輩等が仕事を通じて行う職場研修及び日常の職場を離れて実施する職場外研修を柱に研修に取り組んでいる。</p> <p>とりわけ職場外研修とは、本来の職務から離れて行われる研修であることから、一定期間集中的に行うことが可能であり、職務を遂行する上で必要な知識・技術を体系的に計画することができ、能力開発に最も効果的である。福岡県大野城市にある福岡県市町村職員研修所は地方公務員としての能力の向上のため、階層別研修や選択研修など行っており、町としても積極的にこれらの研修に参加し、他市町村との情報交換を行いながら効果的な知識・技術の習得をめざす。</p> <p style="color: red;">※具体的な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7次行財政改革期間中に福岡県市町村職員研修所等へ職員を派遣
------	---

実施(Do)

実施内容	
------	--

評価・点検(Check)

点検	現在の状況	進捗率(%)	累積効果額(単位:千円)			
			単年度効果額(単位:千円)			
			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
評価	改革項目の取組内容に対する評価		A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが効果はよくなかった		
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった		
			C 計画が遅れがちであったが概ね効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果もなかった		
評価内容	指標に対する評価		評価の理由			
	a 目標を大きく上回って達成					
	b 目標を上回って達成					
	c ほぼ目標どおり					
	d 目標を下回った					
	e 目標を大きく下回った					
f 達成できなかった						
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由			
	I 貢献している					
	II やや貢献している					
	III 貢献の度合いが薄い					
	IV 貢献できていない					

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果(検討及び準備)や評価を踏まえた今後の方向性
	i 事業規模拡大		
	ii 現状のまま継続		
	iii 改善しながら継続		
	iv 事業規模縮小		
	v 全面的な見直し		
vi 事業の休止・廃止			

第7次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し)

事業概要

連番	3	所管課	総務課	その他の課	全庁	開始年月	到達年月	検証
最終目標	効率的な行政運営		中間目標		簡素で効率的・効果的な行政運営	R2.4	R7.3	
具体的改革項目	ICTやRPA活用による費用削減及び事務効率化							
指標	●実施に関する目標達成の状態			消耗品費及び人件費 1,750千円(年350千円)			変更指標	
	▲検討または準備に関する目標達成の状態			令和2年度に削減効果の評価方法を確定				

事業費(決算額) (単位:千円)	財 源 の 種 類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源		
		計		

計画(Plan)

実施概要	<p>ICT(情報・通信に関する技術)を活用して行政事務の効率化や事務に係る費用軽減を図るために、①電子会議システムの導入、②複合機の積極的活用によるペーパーレス化を進め、職員にも浸透が進んでいる状況となっている。</p> <p>※具体的な実施内容 令和2年度より上記項目に加え本格的にRPA(ロボットによる業務自動化)の導入を行うことで、さらなる作業の効率化を図り、人件費(主に超過勤務手当)の削減をめざす。</p> <p>効果額 ①カラープリンタに係る経費の削減 H26年度 2,682,335 - H30年度 2,592,000 = 90,335円 ②電子会議システムの活用による経費の削減 69,018(電子会議で電子化した総頁数) * 1(円/1枚当たり印刷単価) = 69,018円</p> <p>削減目標 ・消耗品費……年間150千円 ・人件費……年間200千円</p>
------	--

実施(Do)

実施内容	
------	--

評価・点検(Check)

点検	現在の状況	進捗率(%)	累積効果額(単位:千円)		
			単年度効果額(単位:千円)		
			合計	うち支出の削減	うち収入の増額
評価	改革項目の取組内容に対する評価		A 計画以上の効果があった		D 計画通りであったが効果はよくなかった
			B 計画通りの効果があった		E 計画が遅れ、効果もよくなかった
			C 計画が遅れがちであったが概ね効果があった		F 計画が大幅に遅れ、効果もなかった
評価内容	指標に対する評価		評価の理由		
	a 目標を大きく上回って達成				
	b 目標を上回って達成				
	c ほぼ目標どおり				
	d 目標を下回った				
	e 目標を大きく下回った				
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由		
	I 貢献している				
	II やや貢献している				
	III 貢献の度合いが薄い				
	IV 貢献できていない				

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果(検討及び準備)や評価を踏まえた今後の方向性
	i 事業規模拡大		
	ii 現状のまま継続		
	iii 改善しながら継続		
	iv 事業規模縮小		
	v 全面的な見直し		
	vi 事業の休止・廃止		

第7次行財政改革

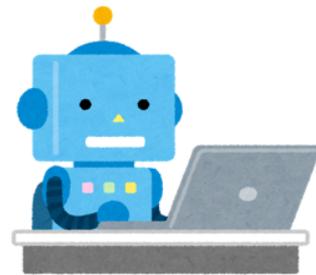
「RPA」について説明いたします。

RPAとは

RPAとは、（**Robotic Process Automation** ロボティック・プロセス・オートメーション）の略語です。

簡単に表現すると、私達人間が今までパソコンで日常的に行っている業務を、**記録・自動化してくれるソフトウェア型のロボット**です。

人間がRPAに任せたい作業を記憶させるとその指示通りに動いてくれるため、「仮想的労働者（Digital Labor）」とも言われています。



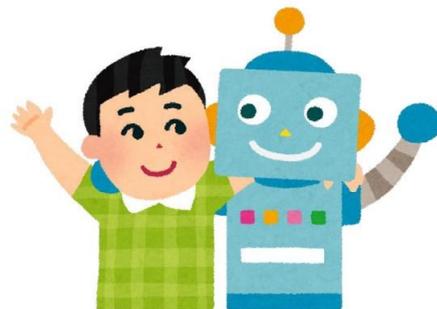
RPAの強み

RPAの強みとして、以下の3点があげられます。

- ・作業にムラがない
- ・働き続ける
- ・変化に強く、同じ間違いを繰り返さない

ロボットは、作業の途中だからということで処理をやめることはありません。

24時間休みなく働くことも可能です。また、日ごとに変わる業務の変化にも柔軟に対応することができ、同じ間違いを繰り返すこともありません。



鞍手町の対応について

第7次行財政改革の項目として、RPAの導入・推進することを計画しています。

RPAの導入によって、以下の項目の実現を図ります。

1. 職員の事務作業における負担軽減
2. 事務作業の時間短縮
3. 超過勤務時間の削減

○業務時間中に行っている作業だけが、RPAによる業務見直しを対象ではありません。

○今まで時間外に行っていた作業を、RPAにより自動的に処理を行わせることで作業に係る時間数を軽減することも導入の効果として考えることができます。

RPAで扱う題材の選定

基本的に人手を介して行っている作業は、RPAで対応することが可能です。

ただし、処理の内容から判断して次の処理が決まってくるような作業は苦手です。

(作りこみに時間が必要となります。また、確認作業にも時間が必要です。)

☆(毎日、毎週、毎月等)繰り返し同じサイクルで行っている作業は、ありませんか。

☆「何でこの処理が必要なんだろう?」と思っている作業は、ありませんか。

☆「もうちょっと楽に作業することができないかな」と思っている作業は、ありませんか。

☆処理に時間がかかるので、時間外に行っているような作業は、ありませんか。

★違和感があったり、引っ掛かりを感じる作業がRPAの題材になることもあります。

自分の周りを見渡してみて、題材になりそうな「ネタ」を教えてください。

第7次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し)

事業概要

連番	4	所管課	政策推進課	その他の課	全庁	開始年月	到達年月	検証
最終目標	効率的な行政運営		中間目標	簡素で効率的・効果的な行政運営		R2.4	R7.3	
具体的改革項目	事務事業の改善							
指標	●実施に関する目標達成の状態			対象事業費の削減		変更指標		
	▲検討または準備に関する目標達成の状態			令和2年度に対象事業を選別し、評価手法等の検討				

事業費（決算額） （単位：千円）	財 源 の 種 類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源		
		計		

計画 (Plan)

実施概要	<p>第4次で構築した行政評価制度を活用し、事業の見直し、行政サービスのムリ・ムダ・ムラを洗い出し、財源の確保をするとともに事務事業の改善による廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等を行い、行政需要等に応じた適正な定員管理に繋げていきます。</p> <p style="color: red;">※具体的な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の選別と評価手法の検討 ・事務事業については、各課局において懸案事項としてあがるものを優先的に、財政面や業務の効率化を考え決定 ・事務ミス防止策のためのマニュアル化 ・住民サービスの向上を重視した組織機構の再編（事務事業の見直しを含む） 等
------	--

実施 (Do)

実施内容	
------	--

評価・点検 (Check)

点検	現在の状況	進捗率 (%)	累積効果額（単位：千円）		
			単年度効果額（単位：千円）		
			合計	うち支出の削減	うち収入の増額
評価	改革項目の取組内容に対する評価		A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが効果はよくなかった	
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった	
			C 計画が遅れがちであったが概ね効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果もなかった	
評価内容	指標に対する評価		評価の理由		
	a 目標を大きく上回って達成				
	b 目標を上回って達成				
	c ほぼ目標どおり				
	d 目標を下回った				
	e 目標を大きく下回った				
f 達成できなかった					
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由		
	I 貢献している				
	II やや貢献している				
	III 貢献の度合いが薄い				
	IV 貢献できていない				

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果(検討及び準備)や評価を踏まえた今後の方向性
	i 事業規模拡大		
	ii 現状のまま継続		
	iii 改善しながら継続		
	iv 事業規模縮小		
	v 全面的な見直し		
	vi 事業の休止・廃止		

■事務事業の改善

目的

行政サービスのムリ・ムダ・ムラを洗い出し、財源の確保をするとともに事務事業の改善による廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等を行い、行政需要等に応じた適正な定員管理に繋げていきます。

取り組みの失敗

第4次の行政評価では、内部評価、外部評価を取り入れた事務事業の改善などについて、審議をしてきましたが、平成25年度で外部評価を終了し、内部評価のみで実施。平成27年度をもって行革の改革項目からはずれた時点で終了してしまった経緯があり、また、全事業を対象としたことから焦点や目的がずれてしまった等の要因により現段階で休止。

事務事業の改善の必要性

事務事業評価等によって、行政内部で事業を見直す場合、さまざまなしがらみがあり、抜本的な見直しにつながりません。そこで、「そもそも論」として過去の経緯や制度にとらわれることなく、住民にとって必要かどうか、必要ならばどの主体が行うのか（行政か民間か、国か）ゼロベースから議論をすることが必要である。

事務事業改善の手法

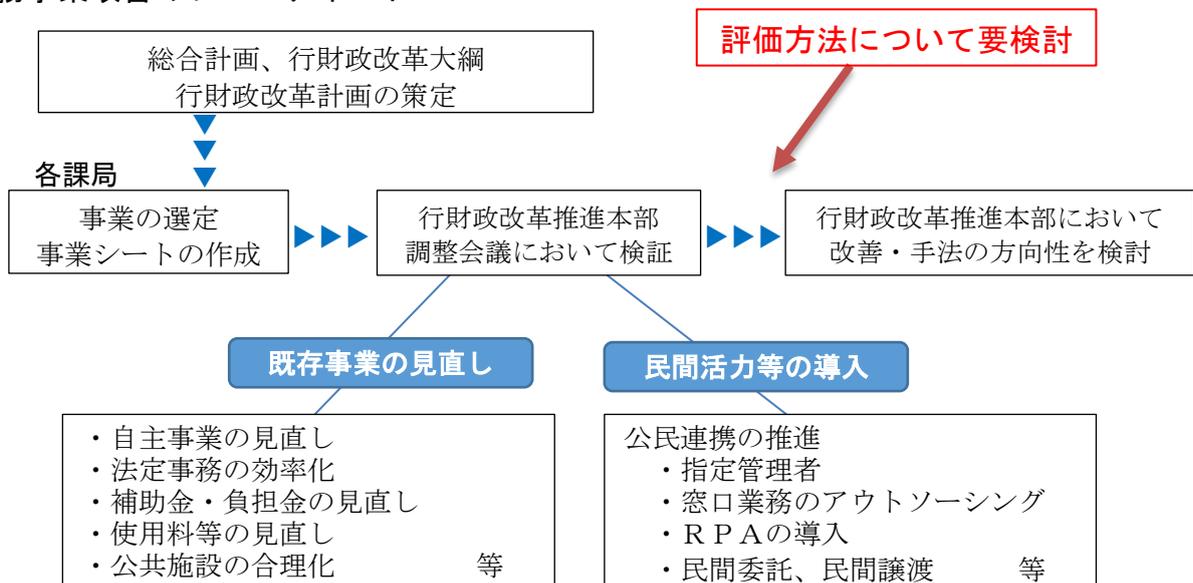
- ・各課局において対象事業の選定

これまでは、すべての事務事業が対象となってきた経緯がある。これまでの手法は用いらず、所管課主導で問題提起を行うこととする。今まで問題意識を持っていてもなかなか提起できず、手つかずだった事業の見直しが可能となりインセンティブになるはずである。まずは、所管課において事業シートによる課題や、財源について洗い出し行財政改革推進本部調整会議において検証を行い、推進本部において改善の手法や廃止等について決定する。

評価・点検のポイント

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ・まちづくりの方向性の再確認 | ・政策目的に合致しているか |
| ・目的達成運営手段として有効であるか | ・事業効果の検証がなされているか |
| ・将来にわたる財源をフルコストで把握しているか | ・事業の重複はないか |
| ・公共施設は全体の最適化を図っているか | ・委託や補助は適正であるか |
| ・行政依存型ではないか | ・データや根拠に基づいた検討をしているか |

■事務事業改善のフローチャート



第7次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し)

事業概要

連番	5	所管課	総務課	その他の課	施設所管課	開始年月	到達年月	検証
最終目標	アセットマネジメントの推進		中間目標		公共施設等の適切な維持更新	R2.4	R7.3	
具体的改革項目	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの推進							
指標	●実施に関する目標達成の状態 ▲検討または準備に関する目標達成の状態				両計画の国の求める水準への見直し完了		変更指標	

事業費（決算額） （単位：千円）	財 源 の 種 類	科 目	決算額	補助事業名等及び特記事項
		国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他特財		
		一般財源		
		計		

計画 (Plan)

実施概要	<p>過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、財政は依然として厳しい状況にある。また、人口の減少等により利用需要が変化していく中、施設全体の最適化を図る必要があり、公共施設等の全体を把握し、中長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うにあたり、第6次行財政改革においては「鞍手町公共施設等総合管理計画」及び「鞍手町個別施設計画」を策定したところである。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)」においては、令和3年度までに公共施設等総合管理計画の見直し・充実を進めることが求められており、具体的には、公共施設等総合管理計画に令和2年度までに策定（見直し）する個別施設計画等の内容を反映し、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通し等を精緻化するとともに、適正管理に取り組むことによる効果額を令和3年度までに示すこととなっており、当町においても両計画の国の求める水準への見直しに取り組むものとする。</p> <p style="color: red;">※具体的な実施内容</p> <p>令和2年度 施設分類ごとの個別施設計画の策定（総務課統括、施設所管課において作成） 令和3年度 個別施設計画の内容を反映した公共施設等総合管理計画の見直し</p>
------	--

実施 (Do)

実施内容	
------	--

評価・点検 (Check)

点検	現在の状況	進捗率 (%)	累積効果額（単位：千円）		
			単年度効果額（単位：千円）		
			合 計	うち支出の削減	うち収入の増額
評価	改革項目の取組内容に対する評価		A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが効果はよくなかった	
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった	
			C 計画が遅れがちであったが概ね効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果もなかった	
評価内容	指標に対する評価		評価の理由		
	a 目標を大きく上回って達成				
	b 目標を上回って達成				
	c ほぼ目標どおり				
	d 目標を下回った				
	e 目標を大きく下回った				
	f 達成できなかった				
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由		
	I 貢献している				
	II やや貢献している				
	III 貢献の度合いが薄い				
	IV 貢献できていない				

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果(検討及び準備)や評価を踏まえた今後の方向性
	i 事業規模拡大		
	ii 現状のまま継続		
	iii 改善しながら継続		
	iv 事業規模縮小		
	v 全面的な見直し		
	vi 事業の休止・廃止		

公共施設等総合管理計画におけるPDCAサイクルのイメージ



第7次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し)

事業概要

連番	6	所管課	政策推進課	その他の課	開始年月	到達年月	検証
最終目標	財政基盤の堅持		中間目標	財政の健全化と自主財源の確保		R2.4	R7.3
具体的改革項目	公債費負担の適正化						
指標	●実施に関する目標達成の状態		公債費の実質的な負担を概ね2.5億円程度に抑える		変更指標		
	▲検討または準備に関する目標達成の状態						
事業費（決算額） （単位：千円）	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項			
		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他特財					
		一般財源					
		計					

計画 (Plan)

実施概要	<p>1 目的 地方税や地方交付税の大幅な増加が期待できない現状において、収支の均衡した持続可能な財政運営を行うため、地方債の計画的な発行を行い将来負担の適正化・平準化を図る。</p> <p>2 具体的な実施内容 ・公債費（一般会計）の実質的な負担について、長期的に概ね2.5億円を著しく超えないよう計画的な地方債発行に努める ※公債費の実質的な負担とは、元利償還金から交付税算入額を控除した額</p> <p>3 決算状況 ・平成30年度 339百万円(元利償還金944百万円－交付税算入額605百万円) (参考 減債基金年度末現在高 536百万円)</p>
------	---

実施 (Do)

実施内容	
------	--

評価・点検 (Check)

点検	現在の状況	進捗率 (%)	累積効果額 (単位：千円)			
			単年度効果額 (単位：千円)			
			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
評価	改革項目の取組内容に対する評価		A 計画以上の効果があった		D 計画通りであったが効果はよくなかった	
			B 計画通りの効果があった		E 計画が遅れ、効果もよくなかった	
			C 計画が遅れがちであったが概ね効果があった		F 計画が大幅に遅れ、効果もなかった	
評価内容	指標に対する評価		評価の理由			
	a 目標を大きく上回って達成					
	b 目標を上回って達成					
	c ほぼ目標どおり					
	d 目標を下回った					
	e 目標を大きく下回った					
f 達成できなかった						
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由			
	I 貢献している					
	II やや貢献している					
	III 貢献の度合いが薄い					
	IV 貢献できていない					

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果(検討及び準備)や評価を踏まえた今後の方向性
	i 事業規模拡大		
	ii 現状のまま継続		
	iii 改善しながら継続		
	iv 事業規模縮小		
	v 全面的な見直し		
	vi 事業の休止・廃止		

資料 1

地方債と交付税措置について

1 地方債とは

法律の規定により、地方公共団体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもってその財源としなければいけません。その例外として以下の経費に限り地方債をもってその財源とすることができます（地方財政法第5条）。

- ① 公営企業(水道事業、下水道事業、病院事業など)に要する経費
- ② 出資金及び貸付金
- ③ 地方債の借換えのために要する経費
- ④ 災害復旧事業などに要する経費
- ⑤ **公共施設(学校、道路など)や公用施設(庁舎など)の建設事業に要する経費**
- ⑥ その他、特別な法律に基づくもの(過疎債や臨時財政対策債など)

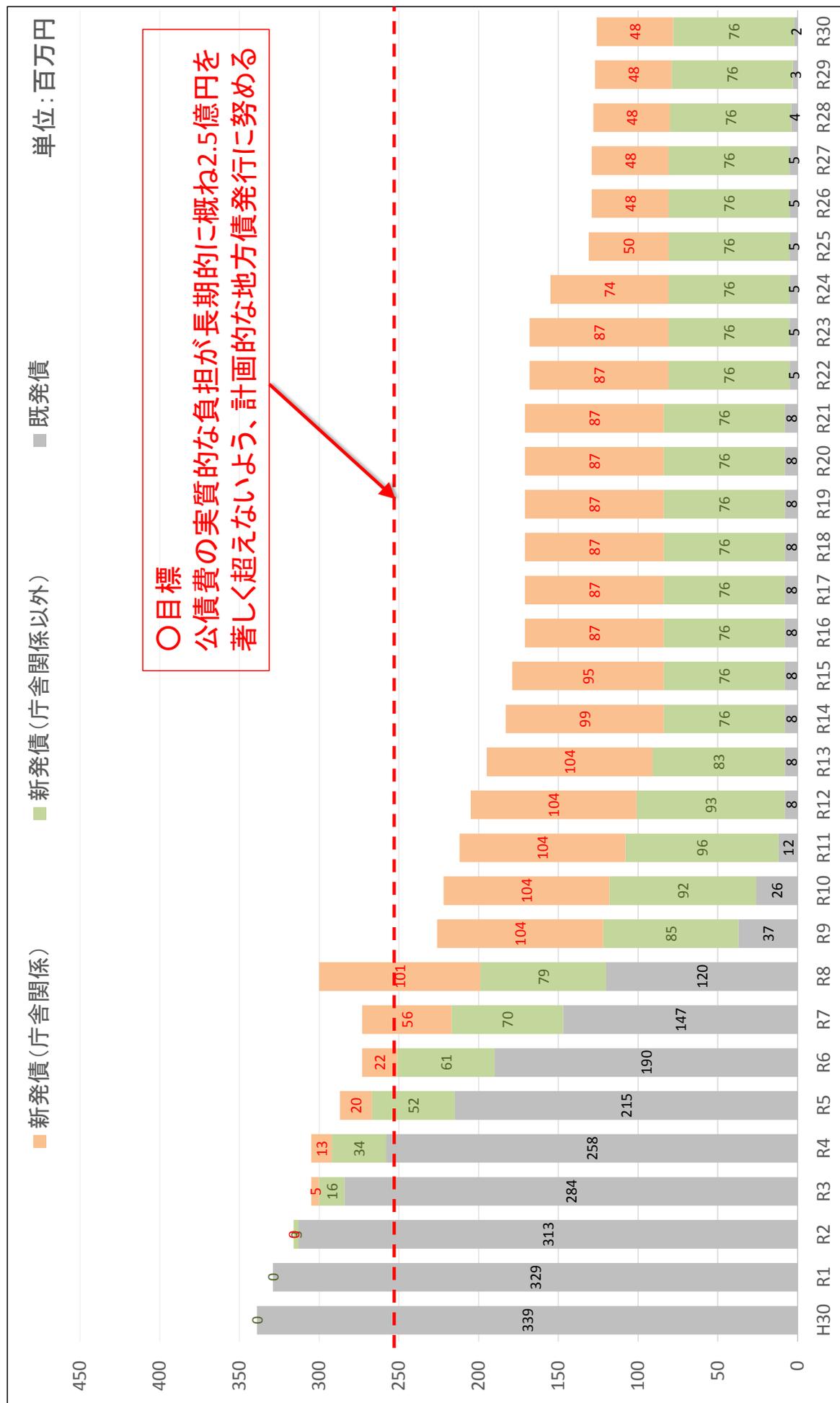
2 元利償還金に対する交付税措置

地方債の一部（過疎債や臨時財政対策債など）には、後年度に支払う元利償還金に対して交付税措置があります。（交付税算入率の例 過疎債70%、臨時財政対策債100%）



※借入条件 元利均等償還、10年償還(据置期間なし)、年利0.5%

一般会計 地方債償還シミュレーション(元利償還金のうち実質的な負担※1の推移予測) 資料 2



※1 実質的な負担…元利償還金から交付税算入見込額を控除した額 ※2 表示単位未満は四捨五入 ※3 既発債は平成30年度までの借入分 ※4 新発債は令和元年度以降の借入見込分

第7次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し)

事業概要

連番	7	所管課	総務課	その他の課	開始年月	到達年月	検証
最終目標	財政基盤の堅持		中間目標	財政の健全化と自主財源の確保		R2.4	R7.3
具体的改革項目	最適な電力調達の実施						
指標	●実施に関する目標達成の状態	新電力切替効果 50,805千円 (年10,161千円)			変更指標		
	▲検討または準備に関する目標達成の状態						
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項			
		国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他特財					
		一般財源					
		計					

計画(Plan)

実施概要	<p>平成12年の改正電気事業法施行以降、平成28年度には電力小売の全面自由化となり、さまざまな業種から特定規模電気事業者(新電力事業者)が参入し、消費者側からすれば多種多様な事業者から選択し電力調達することが可能となった。</p> <p>当町においても、第6次行財政改革において「電力調達に係る競争入札の導入」を掲げ、平成31年度(令和元年度)から新電力事業者からの電力調達へ移行したところであり、今後は、安定した電力供給と低価格を実現できる事業者を毎年度ごと検証し選定していく必要がある。</p> <p>電力料金は「燃料費調整額」及び「再エネ賦課金」の影響を受け前年との直接比較が難しいため、新電力導入による効果算定は、従来の一般電気事業者であった場合の仮定の電気料金との比較を行っていくものとする。</p> <p>※具体的な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度ごと事業者検証 安定した電力供給と低価格を実現できる事業者を毎年度ごと検証し選定 ・新電力切替効果の報告 一般電気事業者であった場合の仮定の電気料金と新電力事業者による電気料金を比較
------	---

実施(Do)

実施内容	
------	--

評価・点検(Check)

点検	現在の状況	進捗率(%)	累積効果額(単位:千円)			
			単年度効果額(単位:千円)			
			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
評価	改革項目の取組内容に対する評価		A 計画以上の効果があった	D 計画通りであったが効果はよくなかった		
			B 計画通りの効果があった	E 計画が遅れ、効果もよくなかった		
			C 計画が遅れがちであったが概ね効果があった	F 計画が大幅に遅れ、効果もなかった		
評価内容	指標に対する評価		評価の理由			
	a 目標を大きく上回って達成					
	b 目標を上回って達成					
	c ほぼ目標どおり					
	d 目標を下回った					
	e 目標を大きく下回った					
f 達成できなかった						
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由			
	I 貢献している					
	II やや貢献している					
	III 貢献の度合いが薄い					
	IV 貢献できていない					

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果(検討及び準備)や評価を踏まえた今後の方向性
	i 事業規模拡大		
	ii 現状のまま継続		
	iii 改善しながら継続		
	iv 事業規模縮小		
	v 全面的な見直し		
vi 事業の休止・廃止			

■新電力切替効果額集計表

月数

7

集計期間:平成31年4月～令和元年10月

新電力導入施設(高圧受電)	使用量 kWh	一般電気事業者固定料金	実支払電力料金	電気料金削減効果額 ①	ESP業務サービス料 ②	新電力切替効果額 ①-②
鞍手町役場	181,064	4,428,630	3,337,234	1,091,396	469,960	621,436
鞍手町学校給食共同調理場	33,483	1,406,093	794,675	611,417	227,400	384,017
鞍手町勤労者ふれあいセンター	66,695	1,898,653	1,326,608	572,045	212,240	359,805
鞍手町総合福祉センター	131,775	3,700,457	2,603,609	1,096,847	704,940	391,907
鞍手町立剣南小学校	35,016	1,319,465	809,965	509,500	113,700	395,800
鞍手町立剣北小学校	31,083	1,019,482	694,778	324,703	106,120	218,583
鞍手町立西川小学校	38,254	1,114,282	831,179	283,104	83,380	199,724
鞍手町立新延小学校	28,312	932,855	633,269	299,586	90,960	208,626
鞍手町立室木小学校	24,502	740,379	537,336	203,043	60,640	142,403
鞍手町立古月小学校	26,433	867,191	590,346	276,844	98,540	178,304
鞍手町立鞍手中学校	129,547	4,184,491	2,885,036	1,299,455	515,440	784,015
鞍手高等学校 鞍手町立豊翔館	24,058	829,303	543,588	285,715	121,280	164,435
鞍手町中央公民館	119,960	3,559,398	2,438,989	1,120,410	507,860	612,550
鞍手町テニスコート	5,368	376,586	190,882	185,704	98,540	87,164
鞍手町衛生センター	493,521	8,802,670	7,626,221	1,176,449	454,800	721,649
鞍手町浮洲池ポンプ	283,694	4,977,995	4,807,795	170,201	60,640	109,561
鞍手町水道事業	863,320	15,479,177	14,919,282	559,895	212,240	347,655
合計	2,516,085	55,637,105	45,570,793	10,066,312	4,138,680	5,927,632

年換算効果見込額

10,161,655

第7次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し)

事業概要

連番	8	所管課	税務住民課	その他の課		開始年月	到達年月	検証	
最終目標	財政基盤の堅持		中間目標		財政の健全化と自主財源の確保	R2.4	R7.3		
具体的改革項目	効率的な町税徴収の推進								
指標	●実施に関する目標達成の状態		福岡県60市町村の上位3分の1 (20位以内)			変更指標			
	▲検討または準備に関する目標達成の状態								
事業費(決算額) (単位:千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項					
		国庫支出金							
		県支出金							
		地方債							
		その他特財							
		一般財源							
		計							

計画(Plan)

実施概要	<p>平成29年度から住民税の特別徴収が原則義務化され、県税事務所との連携により滞納処分の件数も増え、平成30年度の法定普通税の徴収率は現年課税分98.81%、滞納繰越分28.59%、全体で96.06%でした。県税事務所の特別対策班は4年後に廃止されますが、滞納繰越額の抑制のカギとなる現年課税分の徴収率の上昇及び滞納繰越額の圧縮を目指すべく滞納処分の強化に努めます。</p> <p>指標に掲げる目標は、普通交付税の算定に用いられる標準的な徴収率は、上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率とされているため、「福岡県60市町村の上位3分の1 (20位以内)」とします。</p> <p style="color: red;">※具体的な実施内容</p> <p>①預金調査等の財産調査 ②給与照会 ③納期内納付の推進 (口座振替、コンビニ収納等のMPN)</p>
------	--

実施(Do)

実施内容	
------	--

評価・点検(Check)

点検	現在の状況	進捗率 (%)	累積効果額 (単位:千円)			
			単年度効果額 (単位:千円)			
			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
評価	改革項目の取組内容に対する評価		A 計画以上の効果があった		D 計画通りであったが効果はよくなかった	
			B 計画通りの効果があった		E 計画が遅れ、効果もよくなかった	
			C 計画が遅れがちであったが概ね効果があった		F 計画が大幅に遅れ、効果もなかった	
評価内容	指標に対する評価		評価の理由			
	a 目標を大きく上回って達成					
	b 目標を上回って達成					
	c ほぼ目標どおり					
	d 目標を下回った					
	e 目標を大きく下回った					
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由			
	I 貢献している					
	II やや貢献している					
	III 貢献の度合いが薄い					
	IV 貢献できていない					

見直し(Action)

見直し	方向性区分		実施結果(検討及び準備)や評価を踏まえた今後の方向性
	i 事業規模拡大		
	ii 現状のまま継続		
	iii 改善しながら継続		
	iv 事業規模縮小		
	v 全面的な見直し		
vi 事業の休止・廃止			

平成30年度町税徴収成績調書

令和元年5月31日 (単位：円)

税目		区分	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
法定	町	退職分	9,673,201	9,673,201	0	0	100.00%	
		特別徴収	723,784,900	722,160,036	0	1,624,864	99.77%	
		年金特徴	58,003,600	58,051,700	0	-48,100	100.08%	
		普通徴収	170,499,000	157,199,093	319,400	12,980,507	92.19%	
		現年度計	961,960,701	947,084,030	319,400	14,557,271	98.45%	
	個人	内 訳	県民税	383,198,688	377,272,540	127,233	5,798,915	98.45%
			町民税	578,762,013	569,811,490	192,167	8,758,356	98.45%
			滞納繰越	51,919,480	14,675,678	5,840,980	31,402,822	28.26%
		内 訳	県民税	20,682,213	5,846,081	2,326,764	12,509,368	28.26%
			町民税	31,237,267	8,829,597	3,514,216	18,893,454	28.26%
		個人町民税計	609,999,280	578,641,087	3,706,383	27,651,810	94.85%	
	普 税	法 人	現年度計	177,138,200	176,823,200	0	315,000	99.82%
			滞納繰越	570,700	218,300	0	352,400	38.25%
			法人町民税計	177,708,900	177,041,500	0	667,400	99.62%
		小 計	787,708,180	755,682,587	3,706,383	28,319,210	95.93%	
通 税	固 定 資 産 税	現年度	910,529,800	899,220,500	0	11,309,300	98.75%	
		滞納繰越	39,115,288	11,067,385	5,273,964	22,773,939	28.29%	
		純固定資産税計	949,645,088	910,287,885	5,273,964	34,083,239	95.85%	
		交付金	9,899,300	9,899,300	0	0	100.00%	
		固定資産税計	959,544,388	920,187,185	5,273,964	34,083,239	95.89%	
動 税	軽 車 自 動 税	現年度	50,286,400	48,671,000	0	1,615,400	96.78%	
		滞納繰越	5,206,500	1,657,600	671,200	2,877,700	31.83%	
		軽自動車税計	55,492,900	50,328,600	671,200	4,493,100	90.69%	
		町たばこ税	144,583,707	144,583,707	0	0	100.00%	
		現年度分計	1,871,199,420	1,849,009,197	192,167	21,998,056	98.81%	
	滞納繰越分計	76,129,755	21,772,882	9,459,380	44,897,493	28.59%		
	合 計	1,947,329,175	1,870,782,079	9,651,547	66,895,549	96.06%		

【参考】

単位：%

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
徴収率	98.1	98.1	98.3	98.4	98.8	98.8

平成30年度市町村税の徴収実績(市町村別)

ー 普通税

1 法定普通税

※福岡県庁ホームページより抜粋

(単位：千円)

市町村名	調 定 済 額				Cのうち徴収 猶予に係る調 定済額	収 入 済 額			標準税率超 過収入済額	徴 収 率 (%)			現年徴収率 順位
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	標準税率 超過調定額 D		現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G		E/A	F/B	G/C	
久山町	2,299,345	18,324	2,317,669	53,087	0	2,293,481	5,632	2,299,113	53,042	99.74%	30.7%	99.2%	1
粕屋町	6,423,854	125,412	6,549,266	125,923	0	6,402,655	39,747	6,442,402	125,843	99.67%	31.7%	98.4%	2
新宮町	4,787,355	97,793	4,885,148	82,673	0	4,770,532	23,666	4,794,198	83,022	99.65%	24.2%	98.1%	3
糸島市	9,546,391	173,565	9,719,956	50,574	0	9,511,719	53,591	9,565,310	50,574	99.64%	30.9%	98.4%	4
春日市	12,341,522	264,255	12,605,777	92,483	0	12,285,527	87,922	12,373,449	92,566	99.55%	33.3%	98.2%	5
直方市	6,333,712	174,166	6,507,878	54,389	0	6,297,293	43,964	6,341,257	54,335	99.42%	25.2%	97.4%	6
福岡市	300,672,875	3,689,474	304,362,349	8,115,357	0	298,871,329	1,469,794	300,341,123	8,092,080	99.40%	39.8%	98.7%	7
古賀市	6,941,028	179,588	7,120,616	116,250	0	6,895,433	55,975	6,951,408	115,439	99.34%	31.2%	97.6%	8
北九州市	151,996,461	2,333,799	154,330,260	1,542,442	0	150,901,212	935,900	151,837,112	1,539,357	99.28%	40.1%	98.4%	9
大野城市	12,801,901	508,730	13,310,631	170,069	0	12,708,676	141,477	12,850,153	171,090	99.27%	27.8%	96.5%	10
那珂川市	6,030,609	257,707	6,288,316	252,982	0	5,985,985	72,199	6,058,184	251,943	99.26%	28.0%	96.3%	11
宗像市	9,857,407	273,915	10,131,322	54,245	0	9,781,289	66,851	9,848,140	54,191	99.23%	24.4%	97.2%	12
宮若市	4,794,949	275,785	5,070,734	83,660	0	4,756,793	56,367	4,813,160	83,660	99.20%	20.4%	94.9%	13
久留米市	38,901,693	1,032,492	39,934,185	786,139	0	38,574,994	317,175	38,892,169	782,994	99.16%	30.7%	97.4%	14
苅田町	8,172,586	252,160	8,424,746	121,213	0	8,103,505	65,775	8,169,280	121,213	99.15%	26.1%	97.0%	15
大木町	1,417,703	46,935	1,464,638	0	0	1,405,385	11,421	1,416,806	0	99.13%	24.3%	96.7%	16
筑後市	6,329,165	263,737	6,592,902	303,925	0	6,273,386	60,183	6,333,569	301,863	99.12%	22.8%	96.1%	17
中間市	3,695,556	131,589	3,827,145	33,803	0	3,662,945	46,660	3,709,605	33,769	99.12%	35.5%	96.9%	18
吉富町	786,947	51,570	838,517	0	0	779,997	10,133	790,130	0	99.12%	19.6%	94.2%	19
小郡市	6,556,178	254,046	6,810,224	55,347	4,435	6,498,201	64,038	6,562,239	55,347	99.12%	25.2%	96.4%	20
篠栗町	3,130,574	78,128	3,208,702	37,068	0	3,102,815	29,957	3,132,772	36,902	99.11%	38.3%	97.6%	21
桂川町	1,145,192	56,203	1,201,395	0	0	1,134,735	14,925	1,149,660	0	99.09%	26.6%	95.7%	22
志免町	5,496,227	227,867	5,724,094	81,707	0	5,444,593	48,402	5,492,995	81,734	99.06%	21.2%	96.0%	23
うきは市	2,884,558	106,501	2,991,059	0	0	2,856,988	41,517	2,898,505	0	99.04%	39.0%	96.9%	24
広川町	2,449,613	60,561	2,510,174	0	0	2,426,191	20,594	2,446,785	0	99.04%	34.0%	97.5%	25
上毛町	730,138	43,618	773,756	0	0	723,049	12,370	735,419	0	99.03%	28.4%	95.0%	26
朝倉市	7,122,130	1,221,116	8,343,246	377,694	0	7,051,975	192,755	7,244,730	374,356	99.01%	15.8%	86.8%	27
大牟田市	13,918,372	636,625	14,554,997	1,115,592	0	13,780,401	98,855	13,879,256	1,106,433	99.01%	15.5%	95.4%	28
水巻町	2,611,422	83,202	2,694,624	0	0	2,585,243	23,804	2,609,047	0	99.00%	28.6%	96.8%	29
福津市	6,415,556	224,744	6,640,300	32,204	0	6,350,602	66,938	6,417,540	32,236	98.99%	29.8%	96.6%	30
行橋市	8,083,524	367,810	8,451,334	344,825	0	7,999,458	61,719	8,061,177	341,929	98.96%	16.8%	95.4%	31
太宰府市	7,713,040	294,539	8,007,579	91,690	0	7,632,173	79,655	7,711,828	91,415	98.95%	27.0%	96.3%	32
飯塚市	14,200,112	971,780	15,171,892	60,226	0	14,048,134	182,611	14,230,745	59,985	98.93%	18.8%	93.8%	33
香春町	900,438	30,074	930,512	3,821	0	890,659	10,707	901,366	3,813	98.91%	35.6%	96.9%	34
芦屋町	1,231,110	46,912	1,278,022	0	0	1,217,692	10,711	1,228,403	0	98.91%	22.8%	96.1%	35
筑紫野市	12,620,971	857,316	13,478,287	193,553	0	12,481,309	161,150	12,642,459	191,617	98.89%	18.8%	93.8%	36
遠賀町	2,052,965	82,826	2,135,791	0	0	2,029,831	26,936	2,056,767	0	98.87%	32.5%	96.3%	37
筑前町	3,029,173	218,057	3,247,230	10,050	0	2,994,320	38,547	3,032,867	10,040	98.85%	17.7%	93.4%	38
柳川市	6,574,305	279,100	6,853,405	80,152	0	6,496,693	54,077	6,550,770	79,623	98.82%	19.4%	95.6%	39
宇美町	3,675,526	220,865	3,896,391	54,783	0	3,632,008	50,919	3,682,927	54,666	98.82%	23.1%	94.5%	40
鞍手町	1,871,199	76,130	1,947,329	0	0	1,849,009	21,773	1,870,782	0	98.81%	28.6%	96.1%	41
八女市	6,874,663	333,771	7,208,434	513,528	0	6,792,154	102,387	6,894,541	507,127	98.80%	30.7%	95.6%	42
須恵町	3,025,998	152,161	3,178,159	49,127	0	2,989,284	31,290	3,020,574	49,240	98.78%	20.6%	95.0%	43
田川市	5,172,103	302,988	5,475,091	206,081	0	5,108,862	63,362	5,172,224	204,261	98.78%	20.9%	94.5%	44
みやこ町	2,053,989	139,773	2,193,762	9,157	0	2,027,916	30,603	2,058,519	9,148	98.73%	21.9%	93.8%	45
小竹町	827,682	62,059	889,741	0	0	817,090	9,807	826,897	0	98.72%	15.8%	92.9%	46
みやま市	3,679,380	141,666	3,821,046	0	0	3,632,095	37,390	3,669,485	0	98.71%	26.4%	96.0%	47
大川市	3,845,853	411,469	4,257,322	154,053	0	3,792,995	52,965	3,845,960	151,733	98.63%	12.9%	90.3%	48
豊前市	3,330,175	282,756	3,612,931	158,436	0	3,284,141	57,798	3,341,939	156,396	98.62%	20.4%	92.5%	49
岡垣町	2,911,322	197,722	3,109,044	0	0	2,870,170	35,072	2,905,242	0	98.59%	17.7%	93.4%	50
糸田町	548,965	59,208	608,173	2,093	0	540,926	15,642	556,568	2,093	98.54%	26.4%	91.5%	51
大刀洗町	1,528,838	100,760	1,629,598	0	0	1,503,387	19,742	1,523,129	0	98.34%	19.6%	93.5%	52
築上町	1,577,154	160,625	1,737,779	0	0	1,548,993	21,361	1,570,354	0	98.21%	13.3%	90.4%	53
嘉麻市	2,908,423	288,398	3,196,821	0	0	2,855,198	60,931	2,916,129	0	98.17%	21.1%	91.2%	54
赤 村	199,440	17,424	216,864	130	0	195,671	4,403	200,074	130	98.11%	25.3%	92.3%	55
添田町	696,536	54,827	751,363	2,361	0	683,010	9,971	692,981	2,361	98.06%	18.2%	92.2%	56
大任町	427,355	24,498	451,853	2,930	0	418,921	5,976	424,897	2,927	98.03%	24.4%	94.0%	57
川崎町	1,282,298	103,415	1,385,713	4,323	0	1,256,468	21,498	1,277,966	4,366	97.99%	20.8%	92.2%	58
福智町	1,588,032	220,115	1,808,147	7,053	0	1,555,754	47,276	1,603,030	7,039	97.97%	21.5%	88.7%	59
東峰村	154,098	8,746	162,844	484	0	150,898	2,359	153,257	484	97.92%	27.0%	94.1%	60
大都市計	8,723,199	143,736	8,866,935	179,010	0	8,696,136	45,379	8,741,515	178,885	99.69%	31.6%	98.6%	
都市計	631,452,264	12,775,127	644,227,391	13,527,612	4,435	627,170,191	4,066,270	631,236,461	13,482,868	99.32%	31.8%	98.0%	
町村計	111,000,223	6,732,534	117,732,757	1,981,060	0	109,645,821	1,395,576	111,041,397	1,962,629	98.78%	20.7%	94.3%	
県	751,175,686	19,651,397	770,827,083	15,687,682	4,435	745,512,148	5,507,225	751,019,373	15,624,382	99.25%	28.0%	97.4%	

第7次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し)

事業概要

連番	9	所管課	政策推進課	その他の課		開始年月	到達年月	検証	
最終目標	財政基盤の堅持		中間目標		財政の健全化と自主財源の確保	R2.4	R7.3		
具体的改革項目	ふるさと納税の推進								
指標	●実施に関する目標達成の状態		ふるさと納税効果 50,000千円			変更指標			
	▲検討または準備に関する目標達成の状態		返礼品の充実 (58品→80品)						
事業費 (決算額) (単位: 千円)	財源の種類	科目	決算額	補助事業名等及び特記事項					
		国庫支出金							
		県支出金							
		地方債							
		その他特財							
		一般財源							
		計							

計画 (Plan)

実施概要	<p>平成27年度税制改正によりふるさと納税額が拡大され、ふるさと納税を行う寄附者が増加している。それに伴い、10億円を超える収入を獲得する市町村もあり、注目が集まっている。</p> <p>鞍手町では平成28年度にふるさとぷらす、平成30年度にふるさとチョイスの寄附サイトの導入を行い、若干ではあるが、ふるさと納税の効果が表れるようになったが、他の自治体に比べれば特徴的な話題性や返礼品の豊富さにはかなわないところである。</p> <p>しかし、総務省の通達によるふるさと納税に係る指定制度の関連例規の整備に準じ寄附の募集については地場産品、県産品として認定されたものと基準が厳しくなった。今後は関連例規を遵守し、PRや返礼品の見直しなどにより競争力を高め、創意工夫をしながらふるさと納税による収入増を目指します。</p> <p>※具体的な実施内容 各年度のふるさと納税の目標額を設定し、自主財源の確保に努める。 令和2年度 50,000千円 令和3年度 50,000千円 令和4年度 60,000千円 令和5年度 60,000千円 令和6年度 60,000千円 合計 280,000千円</p>
------	---

実施 (Do)

実施内容	
------	--

評価・点検 (Check)

点検	現在の状況	進捗率 (%)	累積効果額 (単位: 千円)			
			単年度効果額 (単位: 千円)			
			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額
評価	改革項目の取組内容に対する評価		A 計画以上の効果があった		D 計画通りであったが効果はよくなかった	
			B 計画通りの効果があった		E 計画が遅れ、効果もよくなかった	
			C 計画が遅れがちであったが概ね効果があった		F 計画が大幅に遅れ、効果もなかった	
評価内容	指標に対する評価		評価の理由			
	a 目標を大きく上回って達成					
	b 目標を上回って達成					
	c ほぼ目標どおり					
	d 目標を下回った					
	e 目標を大きく下回った					
	f 達成できなかった					
貢献度	貢献度区分		貢献度の理由			
	I 貢献している					
	II やや貢献している					
	III 貢献の度合いが薄い					
	IV 貢献できていない					

見直し (Action)

見直し	方向性区分		実施結果(検討及び準備)や評価を踏まえた今後の方向性			
	i 事業規模拡大					
	ii 現状のまま継続					
	iii 改善しながら継続					
	iv 事業規模縮小					
	v 全面的な見直し					
	vi 事業の休止・廃止					

■ふるさと納税寄附額等実績（第6次行財政改革による平成30年度末実績）

単位：円

年度	件数	寄附額	対前年度比	内、町内		内、町外	
				件数	寄附額	件数	寄附額
平成26年度	56	1,180,000	-	5	230,000	51	950,000
平成27年度	56	1,292,000	112,000	3	40,000	53	1,252,000
平成28年度	545	9,691,000	8,511,000	29	1,150,000	516	8,541,000
平成29年度	864	15,774,607	6,083,607	30	1,010,000	834	14,764,607
平成30年度	2,470	34,036,000	18,261,393	39	1,530,000	2,431	32,506,000

■ふるさと納税効果額

(単位：円)

年度	寄附額	寄附増減額 (対前年比)	支出額 (返礼品・委託料等)	単年度効果額 (寄附額-支出額)	累積効果額 (平成26年度比)	
					寄附額	効果額
平成26年度	1,180,000	-	202,000	978,000	-	-
平成27年度	1,292,000	112,000	248,000	1,044,000	-	-
平成28年度	9,691,000	8,399,000	5,823,000	3,868,000	8,511,000	2,890,000
平成29年度	15,774,607	6,083,607	9,466,635	6,307,972	14,594,607	5,329,972
平成30年度	34,036,000	18,261,393	19,680,007	14,355,993	32,856,000	13,377,993
合計	61,973,607	32,856,000	35,419,642	26,553,965	55,961,607	21,597,965

■令和2年度以降の単年度効果額の積算方法

年度	①寄附額	②支出額 (返礼品・委託料等)	③住民税寄附金控除額	④基準財政収入額 (交付税分)	⑤単年度効果額 (寄附額-支出額)
平成30年度	34,036,000	19,680,007	4,956,000	2,527,000	11,926,993
説明	年度内寄附額	ふるさと納税に係る必要経費	町内在住者が寄附をした際の住民税控除額	住民税控除分の交付税措置	単年度効果額

{① - (② + ③)} + ④ = ⑤

■寄附方法

種別	平成28年度	平成29年度	平成30年度
クレジットカード決済	351	645	2,141
納付書支払	194	219	329
合計	545	864	2,470

■ふるさと応援返礼品提供事業者及び返礼品数

年度	事業者件数	返礼品数
平成20年度～	3	3
平成28年度	13	31
平成29年度	13	43
平成30年度	15	58

■ふるさと納税の決算状況

単位：円

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
寄附件数 (件)	56	56	545	864	2,470
① 寄付金額	1,180,000	1,292,000	9,691,000	15,774,607	34,036,000
② 返礼品等経費	202,000	248,000	5,823,000	9,466,635	19,680,007
③ 剰余額 (①-②)	978,000	1,044,000	3,868,000	6,307,972	14,355,993
④ 経費割合 (②÷①)	17.1%	19.2%	60.1%	60.0%	57.8%
⑤ 住民税寄附金控除額	△ 145,000	△ 211,000	△ 1,588,000	△ 3,369,000	△ 4,956,000
⑥ 基準財政収入額控除額 (交付税分)	87,000	166,000	158,000	1,191,000	2,527,000
計算式	前年控除額150千円×75% ×伸率0.775	前年控除額145千円×75% ×伸率1.527	前年控除額211千円×75% ×伸率1.00	前年控除額1,588千円× 75%×伸率1.00	前年控除額3,369千円× 75%×伸率1.00
参考：理論上の控除額 (⑤×75%)	109,000	158,000	1,191,000	2,527,000	3,717,000
⑦ 最終的な剰余額 (③+⑤+⑥)	920,000	999,000	2,438,000	4,129,972	11,926,993
寄附金額に対する割合 (⑦÷①)	78.0%	77.3%	25.2%	26.2%	35.0%

参考資料

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例
鞍手町行財政改革推進委員会設置条例施行規則
鞍手町行財政改革推進委員会委員名簿
鞍手町行財政改革推進本部設置要綱
鞍手町行財政改革推進本部名簿及び調整会議・
プロジェクトチーム名簿
諮問書
答申書
パブリックコメント実施結果
第7次鞍手町行財政改革策定までの経過

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、鞍手町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、鞍手町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月9日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第28号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鞍手町行財政改革推進委員会設置条例（昭和60年鞍手町条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、鞍手町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命)

第2条 条例第3条第1項及び第2項の規定に基づき、町政について優れた識見を有する者の中から町長が任命する委員会の委員（以下「委員」という。）15人以内は、次に掲げる事項に基づき委員候補者を選出し、任命するものとする。

(1) 各種関係機関及び団体の意見を反映するため、議会関係者、地域自治関係者、農業関係者、商工業関係者、ボランティア関係者、福祉関係者及び教育関係者から選出する。この場合において、候補者は、当該関係機関及び団体の代表者等に限定することなく、当該機関及び団体からの推薦により選出する。

(2) 効率的かつ効果的な行財政運営の実現に向け、企業経営的な視点からの意見を反映するため、町内企業の関係者から選出する。

(3) 男女共同参画の視点から、参画率に配慮し、女性の町民から選出する。

(4) 前2号の規定により選出する候補者は、町長が適任者と判断する者を指名し、選出する。

(5) 町民参加の機会を確保し、町民の視点からの建設的な意見を反映するため、公募による町民から選出する。

(6) 委員会の附属機関としての位置付けを尊重し、客観的な意見を反映するため、町行政関係職員からは選出しない。

2 前項に規定する事項に基づく委員の任命区分及び委員数の配分は、次のとおりとする。

委員の任命区分		委員数の配分	
関係機関及び団体推薦 8人	議会関係者		2人
	地域自治関係者		1人
	農業関係者		1人
	商工業関係者		1人
	ボランティア関係者		1人
	福祉関係者		1人
	教育関係者		1人
指名 5人	企業関係者		3人
	女性		2人
公募 2人	町民		2人

(会議の公開)

第3条 条例第5条の規定による委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とし、傍聴できるものとする。ただし、特段の事情がある場合は、その理由を明示して会議を非公開とすることができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、所定の受付簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会議を開催する会議室の広さ等を考慮して、会長が定めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物等の危険な器物、火薬又は劇毒薬を持っていると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしていると認められる者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、ビデオ、カメラ（カメラ機能付携帯電話を除く。）の類を持っている者。ただし、第8条の規定により撮影又は録音等を行うことにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (5) ポスター、ビラ、プラカード、旗、のぼり、その他氣勢を示すおそれのある物を持っている者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (7) 獣類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (8) 児童又は乳幼児。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、所定の場所において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話又はパソコン等の電子機器の電源を切り、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、第3条の規定により、会議を非公開とする決定がなされたときは、直ちに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第10条 会長は、会議の平穏な進行を確保するために、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第11条 会長は、傍聴人が第4条から第9条までの規定に違反したときは、これを制止するなど必要な措置を行うことができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による措置又は前条の指示に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議録の作成等)

第12条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 出席した職員等の氏名

(4) 会議事項

(5) 会議経過及び発言内容

(6) その他前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録に署名すべき委員は2人とし、会長が会議において指名する。

4 会議録は、委員が署名した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第13条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 会議の審議経過及び結果等については、広報誌、ホームページに掲載する等の方法により、広く住民に周知するよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。ただし、会議運営方法に関する申し合わせ事項は、会長が会議に諮って定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鞍手町行財政改革推進委員会委員名簿

任期：令和元年6月10日～令和3年6月9日

	選出区分		委員名	選出枠
1	議会関係委員	鞍手町議会	許 斐 英 幸	団体推薦 8名
2	議会関係委員	鞍手町議会	野 口 美恵子	
3	地域自治関係委員	鞍手町区長会	添 田 賢 則	
4	農業関係委員	鞍手町農業委員会	幸 田 剛	
5	商工業関係委員	鞍手町商工会	梅 田 将 文	
6	ボランティア関係委員	鞍手町ボランティア連絡協議会	矢 野 百合子	
7	福祉関係委員	鞍手町社会福祉協議会	由 衛 久 子	
8	教育関係委員	鞍手町教育委員会	藤 井 睦 彦	
9	企業関係委員	鞍手工業団地協同組合	松 山 進	指名 4名
10	企業関係委員	株式会社ニッショウテクノス	田 代 雄 二	
11	女性委員	鞍手町男女共同参画ネット	小 島 美智子	
12	女性委員	鞍手町民生委員・児童委員	筒 井 紀世美	
13	公募委員	町民	松 本 秀 樹	公募 2名
14	公募委員	町民	日 高 ゆかり	
合 計		14 (15名以内)		

会長 藤 井 睦 彦

職務代理者 小 島 美智子

■選出枠と定数配分について

推薦	町議会との両輪で十分な理解を得ながら進める必要があるため議会関係委員を2名、日常的に町行政との関係の深い団体として、地域自治関係、農業関係、商工関係、ボランティア関係、福祉関係、教育関係の委員を各1名とし、合計8名の団体推薦枠を設ける。
指名	行政経営の視点からの見直しが必要であることから企業関係委員を3名、委員会への女性の参画率に配慮して女性委員を2名とし、合計5名の指名枠を設ける。
公募	推薦及び指名によらない一般町民の視点での建設的な意見を取り入れるため、2名の公募枠を設ける。

鞍手町行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、鞍手町行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 行財政改革の実施状況の公表に関すること。
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、各課室局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(調整会議)

第6条 本部に調整会議を置く。

2 調整会議は、副町長、総務課長、政策推進課長及びプロジェクトチーム等の代表者をもって構成し、所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部の会議の議事とする事項の調整に関すること。
- (2) その他本部の会議の運営に必要な事項の調整に関すること。

(プロジェクトチーム等)

第7条 本部の統括の下、必要に応じて、各種のプロジェクトチーム、グループ会議（以下「プロジェクトチーム等」という。）を置くことができるものとする。

(職員以外の者の出席)

第8条 本部長が必要であると認めるときは、本部の会議、調整会議及びプロジェクトチーム等の会議に職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 9 日告示第 44 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日告示第 32 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 30 号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 3 日告示第 20 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日告示第 29 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日告示第 23 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

鞍手町行財政改革推進本部名簿

推進本部役職	所属・役職	氏名
本部長	町長	岡崎 邦博
副本部長	副町長	—
本部員	総務課長	三戸 公則
	政策推進課長	藤原 光徳
	地域振興課長	立石 一夫
	税務住民課長	梶栗 恭輔
	保険健康課長	芝野 英和
	福祉人権課長	石井 通稔
	農政環境課長 (農業委員会事務局長)	筒井 英和
	建設課長	松永 憲昌
	会計課長 (会計管理者)	櫻井 順子
	教育課長	古後 憲浩
	上下水道課長	原 敏勝
議会事務局長	武谷 朋視	

■事務局

役職	所属・役職	氏名
統括	政策推進課長	(藤原 光徳)
庶務総括	政策推進課 政策係長	高橋 奈美江
庶務担当	政策推進課政策係 主査	北村 美喜子

鞍手町行財政改革推進本部調整会議名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
	副 町 長	—	
総務課	総務課長	三 戸 公 則	
政策推進課	政策推進課長	藤 原 光 徳	
教育課	教育課長	古 後 憲 浩	
総務課	庁舎等建設推進係	石 田 正 樹	
総務課	人事係長	大 鶴 友 寛	
総務課	電算係長	井 料 知 己	
地域振興課	課長補佐	柴 田 隆 臣	
政策推進課	政策係長	高 橋 奈美江	
政策推進課	財政係長	小長光 弘 平	
※その他PTメンバーは必要に応じて出席			
職員組合		安 田 智 弘	
※関係する議題等がある場合に、必要に応じて出席			

鞍手町行財政改革推進本部プロジェクトチーム名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
総務課	庁舎等建設推進係長	石 田 正 樹	
総務課	人事係長	大 鶴 友 寛	
総務課	電算係長	井 料 知 己	
地域振興課	地域振興課長補佐	柴 田 隆 臣	
税務住民課	賦課係長	森 永 健 一	
税務住民課	住民係長	堀 康 治	
保険健康課	健康増進課長補佐	沼 野 葉 子	
福祉人権課	児童人権係長	村 岡 崇	
包括支援センター（福祉人権課）	管理者（係長）	石 田 克	
農政環境課	農業振興係長	中 勇 一 郎	
建設課	建築係長	小 野 泰 三	
会計課	課長補佐	友 澤 和 子	
教育課	生涯学習係長	広 瀬 真 一	
上下水道課	上水道庶務係長	田 鶴 原 竜 二	
議会事務局	次 長	長 浦 良	

31 鞍行革第 30 号
令和 2 年 2 月 12 日

鞍手町行財政改革推進委員会
会長 藤井 睦彦 様

鞍手町長 岡崎 邦博



第 7 次鞍手町行財政改革の策定について（諮問）

本町が今後、厳しい財政事情に対応するとともに町民の満足が得られるように第 7 次行財政改革を進めていくにあたり、下記の事項について、鞍手町行財政改革推進委員会設置条例第 2 条に基づき諮問いたします。

記

1. 諮問事項

第 7 次鞍手町行財政改革の策定について

2. 諮問趣旨

これまで、昭和 63 年度に第 1 次行政改革を策定し、それ以降 5 年を単位期間として財政の健全化と行政運営の効率化を目指して行財政改革に積極的に取り組んできました。

今回の第 7 次行財政改革は、第 5 次総合計画後期計画の柱の 1 つに位置付けており、計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間としております。

これまで、制度事業、町単独事業といった投資的経費の抑制や退職者不補充といった人件費の抑制等を見直したものの財政基盤の確立までには至っておりません。

今後、安定した町政運営を行うため、また、5 年後、10 年後、20 年後の未来に向けて財政面はもちろんのこと今後のまちづくりを見据えた新たな取り組みを開始しなければなりません。

改革の目的としております「未来につなぐ安定した財政基盤の確保」の実現に向けて、第 7 次行財政改革を策定するにあたり、貴委員会の意見を求めます。

令和2年3月12日

鞍手町長 岡崎 邦博 様

鞍手町行財政改革推進委員会

会 長



第7次鞍手町行財政改革（案）の策定について（答申）

令和2年2月12日付、31鞍行革第30号で、鞍手町長から鞍手町行財政改革推進委員会に対し諮問された第7次鞍手町行財政改革（案）について、下記のとおり答申します。

記

1. はじめに

昭和63年度の第1次行財政改革から本年度を最終年度とする第6次行財政改革プランまで約32年間にわたり、限られた財源の中で多様化・複雑化する住民ニーズに対応するため、合理化と効率化を進めかつ、透明性と実効性を確保しながら改革に取り組んでこられたと思います。

しかしながら、依然として鞍手町の財政は極めて厳しい状況にあると推測されます。また、人口減少においても令和2年の国勢調査では15,000人を切るとの推計が出されています。日本全体が人口減少時代に突入している中、本町の存続そのものが課題とされている状況となっています。このような状況を踏まえ、これまで以上の行財政改革が求められるところです。

今回、諮問された第7次鞍手町行財政改革（案）について、慎重に審議を行った結果、本計画（案）は妥当と判断します。

なお、当該委員会においての意見は、別紙「付帯意見」として、提出しますので、答申内容を尊重され、改革の目的に掲げられた「未来につなぐ安定した財政基盤の確保」となるよう効率的・効果的な行財政運営の確立を実現し、次世代につながるまちづくりに努めていただきますよう要望します。

付 帯 意 見

連番1 定員管理の適正化

- (1) 事務量の下に人員を管理することも必要ですが、業務遂行能力の勘案と適正な配置も考慮すること

連番2 職員の能力向上

- (1) 能力の向上のため積極的に研修に参加し効果的な知識・技術の習得をめざすと共に職員の資の向上（町民に対応される職員に対応）等の研修も行うこと
- (2) 職員の資質向上とあわせて、サービス業としての接客マナーの向上も行うこと
- (3) 慣例の研修も必要であるが、リーダー的人材の育成も行うこと

連番3 ICTやRPA活用による費用削減及び事務効率化

- (1) 導入にあたって、費用コストパフォーマンスと長期に渡って使用に保てるか等に留意すること

連番5 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの推進

- (1) 町民のニーズや施設の利用頻度、費用対効果等を含めて検討すること
- (2) 町には子どもが安心して遊べる場所が無いと若い世代から聞く。今後の公共施設のあり方について検討する際は配慮すること

連番8 効率的な町税徴収の推進

- (1) 限られた人員での町税徴収であると思うが、滞納繰越とならないよう徴収し、収納率増を図ること
- (2) 毎年の滞納額が少しでも減額できるように分析して取り組んでいくこと
- (3) 滞納者の聴取にあたっては、個人のプライバシー等に配慮すること

改革項目の全般的な部分で出された意見

- (1) 本町の最重要課題である人口減少問題を打開するため、改革全体の柱を明確にして取り組んでいくこと
- (2) 効果的な行政運営に取り組み、職員の資質向上に注力し、改革を進めること

第7次鞍手町行財政改革（案）に対する パブリック・コメントの実施結果について

1. 意見募集の概要

・意見の募集期間	令和2年2月12日 ～ 令和2年2月26日
・意見の周知方法	町ホームページ、公共施設（役場、中央公民館、福祉センター）への掲示及び同施設での閲覧・配布
・意見の提出方法	ホームページ、電子メール、郵便、FAX、持参

2. 意見内容とその対応

第7次鞍手町行財政改革(案)に対する意見の提出がなかったことから、記載内容の修正、文言の追加等を行わず原案のとおりとすることを報告いたします。

第7次鞍手町行財政改革策定までの経過

開催日時等	内 容
第1回推進本部会議 8月19日(月) 役場第2会議室	第1回推進委員会開催内容について調整 ・平成30年度の進捗状況及び評価 ・次期計画、第7次行財政改革の体制及び大綱・プランの内容について協議
第1回推進委員会 8月28日(水) 議会議事堂	町長から2名の代表委員に任命辞令が交付 事務局より第6次行財政改革プランに基づく取り組みの進捗状況について説明 第7次行財政改革策定について説明
調整会議 (課長補佐以下) 8月29日(木)～ 10月20日(水)	・組織機構改革に係る調査・研究
プロジェクト会議 10月24日(木) 11月15日(金) 役場第2会議室	・組織機構改革について ・第7次行財政改革大綱及び改革項目(案)について
推進本部・調整会議 10月30日、11月14日、 11月20日 役場第2会議室等	・組織機構改革について
調整会議 11月27日 12月19日 1月24日 役場第2会議室	・第7次行財政改革(案)について協議
第5回 推進本部・調整会議 1月30日 役場第2会議室	・第6次改革項目未報告分について説明及び評価について協議 ・第1回推進委員会開催内容について調整 ・第7次行財政改革大綱及び改革プランについて説明、委員会開催に向けての調整を行う
第2回推進委員会 2月12日(水) 議会議事堂	・第7次鞍手町行財政改革プランの策定についての諮問 ・第7次鞍手町行財政改革大綱及び改革プランについて説明し、その後審議 ・第6次改革項目未報告分について説明
2月27日～ 3月9日 紙上開催	・パブリックコメント実施結果について報告を行い、委員から事前に提出された意見・質問に対して回答を行う ・意見については、答申書(案)の付帯意見として記載することの説明を行い、承認される
3月12日 町長室	・鞍手町行財政改革推進委員会を代表して、藤井会長より、岡崎町長へ答申
3月13日	・推進委員会の答申を受け、第7次鞍手町行財政改革を策定

第 7 次鞍手町行財政改革

令和 2 年 3 月

編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

TEL0949-42-2111 FAX0949-42-5693

町公式 HP <http://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町公式 LINE @kurate

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふっくらくらて。



【ふっくら くらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。